

令和4年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 4 年 9 月 22 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 議案第55号 損害賠償の額を定めることについて
- 第2 議案第56号 損害賠償の額を定めることについて
- 第3 議案第57号 四万十町税条例等の一部を改正する条例について
- 第4 議案第58号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第59号 四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第60号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更について
- 第7 議案第61号 令和4年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第8 議案第62号 令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第63号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1
号）
- 第10 議案第64号 令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1
号）
- 第11 議案第65号 令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第66号 令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第67号 令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第68号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第
1号）
- 第15 議案第69号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算
（第1号）
- 第16 議案第70号 令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第71号 令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 認定第1号 令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 発委第1号 四万十町議会決算特別委員会の設置について
- 第20 四万十町議会決算特別委員会委員の選任について

第21 陳情第4－3号 公共財としての日本の種子を保全し、食の安全を守るための新たな法整備と積極的施策を講じることに関する請願書

第22 陳情第4－9号 文化施設の木造化を求める陳情書

第23 発議第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書

第24 議員派遣の件について

第25 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	味元和義君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	細川理香君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	池上康一君	危機管理課長	西岡健二君
企画課長	川上武史君	農林水産課長	佐竹雅人君
にぎわい創出課長	小笹義博君	税務課長	戸田太郎君
町民課長	今西浩一君	建設課長	竹内幸喜君
健康福祉課長	長森伸一君	高齢者支援課長	三本明子君

環境水道課長	小嶋 二夫 君	教 育 長	山 脇 光 章 君
教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	味 元 伸二郎 君
学校教育課長	岡 英 祐 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	片 岡 丈 明 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	田 邊 真 司 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	畦 地 永 生 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

#### 事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |   |             |
|---------|-----------|---|-------------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 | 長 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |   |             |

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 4 年第 3 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 1、議案第55号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号損害賠償の額を定めることについてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 2、議案第56号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

この議案については、14日に提案理由の説明を受けておりますが、町長より補足説明を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。先だつての議案説明の中で、もう少し詳しく思っていることがありましたので、補足も含めて、改めて提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、開会初日に提案理由を申し上げたとおり、公用車の自損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。事故の概要としては、令和4年6月13日午後2時頃、本町職員が、四万十市からの用務後の帰庁途中に、片坂バイパスにおいて対向車線に進入し、中央分離体のワイヤーロープ等3か所を損傷させたものです。

事故後の職員への対応については、同乗者2名を含む3名から事故当日の詳細報告を受け、事故前の業務体制や運転自体に無理がなかったかを確認後、嚴重に注意をするとともに、再発防止のため、全庁的な注意喚起を行ったところです。今回の事案については、一つ間違えば、人身事故等の大きな事故につながる可能性も十分にあったと思います。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用される予定となっております。これまで、全職員に対して安全運転の徹底を含め、法令遵守と服務規律について機会あるごとに注意喚起を行ってきたところですが、今回のような重大事故が発生したことを真摯に受け止め、より一層安全運転の指導の徹底に努めてまいりたいと考えております。職員を管理する立場の私として大変重大な事件と受け止めておりますので、改めて心よりおわびを申し上げたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（味元和義君） 以上、提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 今、町長から説明をいただきました。今後の事故防止を含めて、どういう対策を取っていくのか検討されておると思いますが、お答え願います。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） お答えをする前に、まず私も役場の安全運転管理者です。今回の職員が事故を起こしたことについて、深く責任を感じるところです。大変申し訳ございません。

ご質問の今後の対応です。この事故を受けて、運転者服務規程が現在もあります。この中で、所属長の責任ですとか、運転者として適格かどうかを定めて、今後の安全運転に資

するところを促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、私も何点かお伺いしますが、今、町長から、どういうことか分かりませんが追加の説明がありました。14日に町長の提案説明の中で、謝罪の言葉が一切ありませんでした。町長の部下である職員が公用車にて損害を与えた。誰もが事故を起こしたいことはありませんが、3名の同乗者がおりながら、居眠りで事故を起こした。幸い自損、物損で終わったわけですが、逮捕者がいなかった、人身に至らなかった、職員もけがもなかったことは幸いですが、あくまでも町の財産、町民の財産である公用車が廃車を余儀なくされたというこの現実。6年前に購入した車であること。それだけでも、町民に損害を与えたという認識で私はおりましたので、町長から謝罪が、14日、一言もなかった。ただ淡々と原稿を読んで終わった。非常に私は情けない思いをしております。たまたま今日、総務課長も町民に向け、謝罪をしたわけですが、なぜ初日の提案のときに、町民に向かって謝罪の言葉がないのかと。非常に私は残念ではないかと思いでした。廃車になったということは、また新たに車の購入をする、したのではないかと私は思っていますが、軽のワゴン車といえども百数十万円を下らんわけですよ。それを、また税金で購入することになるわけですので、「町長はなぜ」とどうしても聞かないかんと思いましたけども、それなりに今日担当課長も謝罪したし、町長もそういう意味では、町民に向かっての謝罪かどうか分かりませんが、そういう追加説明はされました。そこで、今言ったように、廃車になった車については、また新たに購入をしなければならないのか、したのか、その件に対するお答えをいただきたい。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 公用車については、この事故により廃車処分となっていますが、その後、補充はしておりません。耐用年数が過ぎているということもありますけれども、今後は公用車全体の管理計画の中で、補充すべきかどうかを検討していくことにしております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午前 9 時40分 休憩

午前 9 時46分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第56号損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第3、議案第57号四万十町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号四万十町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4、議案第58号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 簡単なことで、この改正条例の中身がよく分からんですが、説明資料35ページ、要旨の中で、登録を完了した犬の登録手数料については徴収しないこととするため、本町での手数料を規定する本条例を改正するということで、次の36ページに改正前・改正後の中身が書いてあって、狂犬病予防1件につきということは、要するにチップを内蔵したときには登録料は要らんという、単なるそこだけですか。改正後のところが、犬の登録というところに赤線で引っ張っておるわけですが、何かその登録するときにもお金が今までは要ったけれども、チップを埋め込んだら登録を完了したとみなして、町へ登録するときのお金は要らんけれども、狂犬病予防接種を打つときには要るんだという見方でよろしいですか。その点だけお答えください。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 令和4年6月1日に動物の愛護及び管理に関する法律が施行されました。このことによって法律の一部が改正され、犬の登録は、マイクロチップを装着し、環境省のデータベースに所有者や犬に関する情報を登録すれば、狂犬病予防法の特例として、犬の登録とみなされることになりました。議員のご質問にあったマイクロチップを埋め込んだだけでなく、環境省のデータベースに登録していただいたら、四万十町で今までしておった手数料の登録費用を徴収しないということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ということは、獣医師のところへ行って、自分の犬猫にマイクロ

チップを挿入してもらおうと。チップ装着の完了をどこかで申請するがでしょうね。分かんがですが。ということは、そこにもお金が要るんじゃないでしょうかね。そこら辺が、犬猫の飼い主にとってみれば、町へ登録するよりも高いとなると、どうでしょうね。わざわざマイクロチップを入れるかは、およそ見当はつくわけですが、できれば、こうこうでマイクロチップを埋め込んだときにはこうなるんだということも含めて説明をすれば、犬猫等の飼い主は、ああ、そうなのかとなりはしないかなと。それが、岸田総理の言う丁寧な説明になるのではないかと私は思うんですが、中身は、恐らく皆さん全員が理解しているとは私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） おっしゃるとおり、獣医師のところへ犬を連れて行って、マイクロチップを装着していただくわけですが、装着したマイクロチップが鑑札とみなされることで、町から鑑札を交付しないことや、環境省のデータベースに登録していただければ、犬の登録とみなされて、狂犬病予防法の登録手続が不要になること。また、これまで申請いただいていた所有者や犬に関する情報は、このデータベースで確認できることとなりました。

また、情報登録の手数料は、オンラインで申請していただくと300円、紙による申請、郵送になりますが、1,000円となります。四万十町は3,000円です。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大体分かりました。しかし、獣医師のところへ行ったら、マイクロチップをただでは挿入してもらえないと思うがですね。私が犬猫を飼っていれば、トータルとして、どればあ差があるがやと。登録すりゃ3,000円じゃと。しかし、獣医師のところへわざわざ行って、マイクロチップを打って、お金がかかって、また申請する。そういう手間をかけてまで、なぜ必要なのかという点ですよ。こういう理由で、今、国はマイクロチップを挿入する方向になっているから、犬猫所有者の皆さん、協力してもらえんかというのが筋ではないでしょうかね。そこまでせないかん理由が十分、所有者には徹底しているんでしょうかね。お答えください。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 現在、令和4年6月1日から義務化されたこのマイクロチップの装着については、ペットショップやブリーダーの方となります。一般で飼育され

ている方は、まだ努力義務といたしますか、お願いとなりますので、そこは選択していただくことが可能です。基本的に法律で施行になっている部分はペットショップに登録されているとか、ブリーダーから譲渡、売買される犬になります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 一つに考えられるのに、迷い犬とか、持ち主が分からん場合にも、そういうのがあれば役に立つのかなとは思いますが、そのマイクロチップをつけているかつけてないかは外見で判断できますか。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 外見上からは判断できないということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） マイクロチップを装着というのは、例えば首輪へつけるとかなのか、体内に埋め込むのか。そこの確認が一点と。それをしたら、犬の登録料は要らんと。登録は年に1回じゃなしに犬の誕生で登録したらもう後は要らん。ただし狂犬病の注射は毎年するわけですが、マイクロチップを埋めたら狂犬病の注射をするお金も要らなくなるとか、注射に行くによばんなるという誤解を生んでもいかなので、登録は戸籍ができること。装着と書いちゃうけど、私は首輪につけるかなと思いよったわけよ。ところが、体内へ埋め込むのかなとも今考えておって、そこが分かりませんので明確にしてほしいことと。狂犬病の注射については、毎年、努力義務になるわけですけど、そういう感じで、これまでどおりやってもらわないかと説明をしとかんと、犬を飼いよう人に誤解を招きますので、そこをよろしくということと。ペットとして飼いよう人もおれば、猟犬なんかがあるがですよ。猟犬になると簡単にそんなチップの埋め込みというのは、ほとんどの猟師が嫌うんじゃないかなという感じもしますので、そこを明確にしてください。チップはどこへつけるのか。そして、今度それは鑑札となるということやから、後の狂犬病の注射、これについても明確にしとかんと、誤解を生む可能性があると思いますので、その点をお聞きします。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） まず、装着は獣医師の判断になりますが、一般的には体

内、首輪の下辺りに埋めると聞いております。ただ個体差ありますので、場所については、獣医師の判断に従うことになります。

続いて、狂犬病の予防接種ですが、おっしゃるとおり、この登録費用は年に1回、戸籍ができるようなものです。狂犬病の予防接種は毎年、年に1回となりますので、登録いただいた情報を基に予診票、ご案内をして、またご都合がよろしい日に予防接種していただくことになります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 一点だけ。このマイクロチップを埋め込んだ犬が亡くなった場合、そのマイクロチップは自動で消滅するのか、届出をする必要があるのか。そこはどうなるんでしょう。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） この場をお借りして、答弁の訂正です。予防接種は年に1回、登録は一生に1回です。

お亡くなりになった犬のマイクロチップですが、遺体と一緒に埋葬される方や、火葬する方もおると思います。町の管理ではなく、そこは今のところ情報を持ち合わせておりませんので、また確認しておきます。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号四万十町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、議案第59号四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号四万十町議会議員及び四万十町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第6、議案第60号高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更についてを採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第61号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、何点か、補正予算について質問します。

説明資料3ページ、町民生活支援・マイナンバーカード取得促進商品券事業です。財源は、財政調整基金を取り崩し、約4億円を投入して、マイナンバーカードの取得を促進したいという内容の提案でした。四万十町は全国の自治体で、マイナンバーカードの取得率が最下位レベルという中で、何とか、国が進めようとしているマイナンバーカード加入の促進をという思いですが、基本的には、「お金やるけん、町民の皆さん入ってや」という内容ですね。皆さんの基金を崩して、執行部の何とかという思いがありありと見えるわけです。そもそも、毎日のように国も有名な元野球選手を投入して、多額な経費を使って、テレビでCMを放映しておりますが、いつから始まったか私は記憶にありませんが、来年からこのカードの利用が始まるがでょうかね。あと半年もありません。私自身も、これを作っての、メリット、利点があると。作らにゃ不利かよという考えを持つんですね。じ

や、作ったら町内で生活する上で、どんなに助けにならやという点。作ったら、本町ではこんな利点があるので是非というメッセージ、その伝達をしてきましたか。今何%か知っていますか、全国平均。あれだけ毎日テレビで放映しながらも、全国の加入率40数%です、50%っていませんよ。だから国も必死ですね。必死であるけれども、さて、住民は、何で作らないかんやと。私、疑問に思っていますよ。作っていません。必要性を感じんがですよ。今から作ったとすると、田邊哲夫は国から2万円分のマイナポイント、町からは1人3万円くれるぞと。金で釣られたように思うがですね、私は。何か姑息な手段。今まで新型コロナウイルス感染症対策で、国からの交付金は、住民税の非課税世帯とか家計急変世帯には配る。全員に10万円は配ったと思うのですが、今回は作った皆さん全員に、今から作る方にも、4億円かけて町が支援しましょう。支援内容は、経済とか生活支援に充ててもらおうということですね。経済の活性化じゃということです。何かこう、子どもだましと言うたら失礼ですが、お金で釣られて私は入ろうとは思いませんよ。住民にとって作ることが本当にいいのかどうなのか。そういう理解がないと、なかなか加入が少ないのが現実の姿だと思うがですよ、全国から見ても。

そこで、今日の新聞記事、マイナ低迷は交付金ゼロ。今度は国がどんな脅しをかけてくるか。議会運営委員会でも、副町長からこういう提案でしたね。加入が少ない自治体は、地方交付税が減額になる可能性があるという説明を受けました。現行法の交付税の配分の基礎には、要件ですか、恐らく今までのやり取り、国は、各自治体は、不交付団体もありますので、交付する団体については、客観的な要素の中で算出して、毎年度、7月でしたかね、交付決定される。特別交付は別ですよ。普通交付税については、そういう要素で国は配分をしてきたと思うんですね。主観的な要素は、私は入ってこないんじゃないかと思いましたが、議会運営委員会でも副町長はそう説明したと思うんです。これはそうじゃないですね。デジタル田園都市国家構想交付金の一部について、自治体が全国平均を上回ったかどうかによって、加味しようという内容だと思うんですね。全国から集まった国の金額から、同じパイの中で、この構想に全国平均を上まわった場合はプラスアルファしましょうと。しかし、平均を下回ったら、お金出しませんよというのが今の構想ではないかなと、私は今日の新聞を見て思ったんですよ。決して今の交付税を減らそうと、トータルでは金額が決まっていますので、これを別に交付税で配分するのであれば、全体の今まで来よった交付税は減るかもしれませんが、少ないところは交付税を減らすでということではないと思うんですよね。質問があっちこっちしましたが、トータルでお答えください。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） まず、マイナンバーカードを持つことによるメリットという点です。特に四万十町内の町民が持ったときに、具体的にこういったメリットがあるのか。現時点でメリットと言えるものとしては、少ない状況です。

一つには公的な身分証明書となるので、例えば運転免許証を返納された方については、顔写真入りの公的身分証明書として使っていただくことができるというのがメリットと考えております。

あとは、現在、進捗中で、来年ぐらいから始まるんですけども、例えばいろいろな事務手続、転入転出の手続、これは直接町民のメリットと言えるかどうか別ですけども、全体として、今、転入出の手続をされようとする場合には、まず今おられる自治体で転出届を出して、転入先の自治体で転入の手続をするという、2か所、窓口に出向いて行かなければなりません。そういった部分について、マイナンバーカードを持っておられる方は、カード情報を利用して、あらかじめインターネット上で本人確認をして、ここからここへ転出しますという届けをしていただければ、転入先の窓口だけで済むという手続の簡略化があります。そもそも行政手続全般については、新型コロナウイルス感染症禍の影響等もあって、できるだけ対面規制、窓口に来なくてよいとか、手続の見直しがものすごいスピードで現在行われており、町役場の現状で言うと少し追いついていない状態ですが、これからこのマイナンバーカードの持つ、本人確認とか認証機能を徹底的に活用して、いろいろな行政事務の効率化とか手続の簡略化も図りながら、住民のメリットとして、また、受け付ける役場側の事務の簡略化でも、今後どんどん効率化が進んでいくことになります。

今回、国がマイナポイントの第2弾として進めているものに、健康保険証としての利用と、公金受取口座の登録があります。健康保険証の登録をしていただくと、マイナンバーカードを医療機関等で提示することによって、保険証の代わりになるというのですが、この仕組みが活用できる場所は、現在町内では二つぐらいしかないと聞いております。ですが、町の診療所も、今後これに対応していくような予算措置も行うと聞いておりますし、こういった医療機関等も、国は年度内にきっちり整備するという方針で取り組まれていますので、これからどんどん伸びていくのではないかと思います。実際、保険証と結びつけたからといって保険証自体が要らなくなるということではなくて、現状では保険証も持って、マイナンバーカードも使うということですが、これからの普及の状況によ

っては、完全に一体化することも考えられるでしょうし、例えば新たに国で検討している免許証としての利用も、視野には入っております。

質問の中にあつたデジタル田園都市国家構想基本方針で、国が、マイナンバーカードの普及促進、利用拡大ということで、いくつか主な施策の予定として上げているものを少し紹介します。先ほどの健康保険証、運転免許証と在留カードとかの一体化といった部分と、オンライン市役所サービスとして、引っ越し手続のワンストップ化、子育て・介護等の31手続のオンライン化、行政機関から住民への様々なお知らせを的確にお届けできる仕組みの構築。また、マイナンバーカードにあるICチップの空き容量などを利用して、町民カードとして、図書館の利用カードといったものも、今後可能性としては出てきます。あとは、いろいろな公共機関の利用証として使うことも考えられますが、基本的には今行っている様々な行政サービスを、マイナンバーカードの本人確認機能を活用することによって、利便性を高めていくというものです。

おっしゃるとおり、現在、メリットは数えるほどしかないんですけれども、これから、自治体DXを進めていく中で、そこは行政事務としては避けられないといえますか、時代の流れというところもあります。一定こういったものが広く普及していきますと、役場側としても、例えば住民票の交付をコンビニでできるようなことも考えていかないかと、普及が上がることによって、我々にも、できるだけ住民に利便性の高いサービスを考えていく必要がありますので、今後こういったものに活用していくということで、総体的なメリットとして、現時点では捉えていただければと考えております。

それから、経済の活性化という部分ですが、確かに取ってつけたような理由でしたが、町としては、全町民の皆様にカード取得の協力を呼びかけていますが、それは絶対的にということではなくて、あくまでも任意です。どうしても交付したくない方が一定数いることも存じ上げておりますので、町としては、100%の交付が難しい状況においても、3万円という金額をもって、できるだけ町内経済を回していきたいという思いで、現時点の本町の財政状況を踏まえて判断したところです。

交付税の関係、詳細については補足があるかもしれませんが、私からは、先ほどの国の構想の中で、教育分野とか様々な分野でIoTの活用であったり、そういった地域のデジタル化に係る予算として、財政需要の算定をするに当たって、このマイナンバーカードの交付率が使われようと検討されていることが構想上に明記されており、今回こういった事業を提案したところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課長池上康一君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（池上康一君） 私からは、普通交付税の全般的な考え方についてお答えします。

先ほど町民課長からも少し触れましたけれども、交付税制度そのものは、国レベルの話ですけれども、全体額を地方財政計画で決めて、その方法、内容については、地方交付税法を改正しながら毎年度やっています。多少、理不尽に近いといった内容、へ理屈に近い形であっても理屈が成り立てば、この二つの手続さえ済めば、交付税としては変更があるということです。今回、詳細な情報はありませんけれども、デジタル化を進める上での経費が、マイナンバーを推進するに当たってかかるであろうとか、マイナンバー取得そのものにいろんな経費がかかるであろうということを補足して、交付税は改正をしようとしているという情報を受けておりますけれども、国レベルの話になりますが、先ほど申した二つの手続が済めば、交付税は変更ができるものと理解しております。全体額が増やせるところ、減らされることがあるかどうかですけれども、全体の地方財政計画の内容によっては、減ることもあると認識をしています。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 決して畳みかけてご答弁をとる思いはないですけども、入り口ですので、時間をいただきたいと思います。

結果的に田邊議員が指摘のとおり、一応マイナンバーカードの交付によって商品券を交付することになりました。ただ、もともと私としては、今回の予算査定を行い、また事業決定をする中で、どうしても今の物価高に対応できるような支援をしたいと担当課との協議を行いました。結果として、今、担当課長が申したように、今後のデジタル社会の中で、国はここを推し進めてまいります。そういったことでいくと、どうしても町民の事務手続等、また行政にも不利益が発生する可能性が十分にありますし、加えて、先ほど担当課長から保険証との連携という話がありましたが、ちょうどこの間、議会調整いただいて、全国地域医療学会に、高知県の代表をやっていますので行ってきましたら、調剤薬局の情報であるとか、お薬手帳といった情報が複層化して入ってきます。そういった利便性も結構高まると、学会の教育セミナーで受講しましたけども、そういったことで今後、町民の皆様にも不利益がないように事前にやるべきだろうと。当然、法律を遵守するという自

治体の責任もありますので、そういったことで今回に至りました。

私としても、マイナンバーカードの普及のためにという切り口では初めはなかったですが、結果的にはそうになってしまいましたけども、生活支援、まずは商工会の発行する商品券をしっかりお届けしようと。しかし、我が四万十町は県下でワースト2でしたので、今後、普及されるデジタル化によって、不利益が生じないようにという思いで今回提案しました。結果的にはそういったことで、一応ハードルがかかってしまいましたけど、まずは普及もしながら、町民の利便性を高めていきたいという事業ですので、なかなか理解しにくいところがあるかもしれませんが、せっかくの機会ですので、私からご説明をしました。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。財政調整基金を崩して、今町長おっしゃるような地域を回していくのは大事なことだと、私は賛成です。しかし、言いたいのは、本町の町民、加入率が低いと。それを何とか上げたい目的で、一つは3万円組んだということですね。それが、どうなのかと私は疑うんですね。本当に困っていますので、恐らく、3万円もらえる方はうれしいんですよ。しかし、今作ってない方、自分自身にとって作ることの必要性和利点。逆に、不利益を被ること、作っても紛失でもしようものなら、その方にとってはマイナスになる点が多いと思うんですね。私自身も時計とか眼鏡はどこ行ったやと、非常に忘れっぽくなりました。カードをもし紛失した場合に、不利益が出てくるのではないかということ。今、町民課長からの答弁を聞いていても、車の免許証を返納した方とか、一部ですね。2か所の診療所や病院等に行ったときの保険証に代わるカードかもしれませんが、私はそんなに必要性を感じませんね。診療所、私も定期的に行くわけですが、毎回提示せないかん必要性もないがですね。それもそんなに大きいものでもない、荷物になるものでもない、カードとそう変わらんでしょうね。そんなに必要性がない。かといってカードを作ったって、マイナポイントを使える場所も、私は大正地域ですがコンビニなんかありませんよ。特に高齢者が窪川地域まで来て使う機会もそんなに多くない。どっちかいうたら、恐らく田舎の高齢者なんかは加入率が低いんじゃないかなと想定します。だからなかなか進まないし、4億円の財源の取崩しにしたって、カード作らん人だって、かなり生活が厳しい方がいっぱいおられると思うんですよ。だったら、全員に配布するほうが私は大きなメリットがあるんじゃないかなと。だから、作った人と

今から作る人だけにお金をやるというのは、私はあまりにも町の基金としての運用の仕方に疑問がありますが、もらうことはありがたいので反対はしづらいかなと思うのですが、そういう国がやるような姑息な方法をとらないでほしいなという点と。今朝の新聞では、総務省は副町長が言われたように、そういう考え方があるようですね。総務省は6月、人材の財源不足を補う2023年度の地方交付税について、カード取得率に応じて配分額に差をつける方針を表明。自治体からは脅しだとの批判の声が上がった。私もこの思いです。だから先ほど、交付税の算定の一つの要件で、主観的な国の要素が入るかやという点ですよ。それはあってはならないでしょう。だから脅しですよ、はっきり言うたら。そんなことで、自治体に迷惑かけちゃいかんと思うんです。住民の人には促進しゅうわけで、自治体の責任じゃないがですよ。住民が自分の判断で入るか入らんかを決めているんですよ。入らんのは自治体が悪いからですか。町民が悪いからですか。そうじゃないんですよ。だから、あまりにも今の政治が付度で、国の、時の政権の思惑で自治体をいじめる、あってはならない私は思いますが、町長も自治体の首長として集まる機会があると思うんですが、やはりそういう声を地域から上げていかんと、国の言いなりになるような自治体であってはならない、私は思うんですよ。だから、そういう点で。

○議長（味元和義君） 質疑の途中ですが、もう少し簡潔に。一般質問的になっていますので、気をつけてください。

○12番（田邊哲夫君） 分かりました。町長の考えを聞いて、この点は終わり。

ほか、もう一点だけ質問したかった点が。

○議長（味元和義君） 許可します。

○12番（田邊哲夫君） それでは、4ページ、オアシス風観光交流拠点整備事業です。内容は大体分かりますが、町長、私は心配するのは、整備することは活性化のために大事だと思うんですよ。しかし、今後の状況を見たときに、今、高速道路が窪川地域で下りていますね。四万十市方面へ延びたときに、これができて本当に窪川地域で下りてくれるかどうかという点ですよ。トータルで来年度含めて、総事業費が4,400万円。予算総額からしたら僅かな金額かもしれませんが、本当に効果のある整備事業になると思って提案されるのでしょうか。増やせということじゃないですよ、私はこの金額だけで、本当に事業をやる価値があるかどうかという点だけお答えください。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 議会運営委員会で私も説明した経過があり、議員から副町長と3回ほど呼ばれましたので、メリットの部分について何点か強調したいと思います。

一つには、今ワクチン接種を4回目やっておりますよね。県民割なんかで、接種証明書の提出を求められるときがあります。そうしたアプリがありますので、その中に証明書を取り込んで簡単に提示をしていけば、その場で県民割を受けられますし、それから、コンビニのお話を町民課長からしましたが、現在、県下で11市町村が全国のコンビニで住民票の取得をすることができます。ただ、本町の場合はシステムの改修ができておりませんので、来年度中には改修して、マイナンバーカードを持っておれば、全国のコンビニで住民票の取得ができるといった利点があります。

運転免許証を持っていない方については、このマイナンバーカードがあれば、身分証明書として使えますし、もう既に、保険証との一体化は今年3月から始まっております。今回の補正予算に、大正・十和診療所についてはオンライン申請ができるように、関連予算も提案しておりますので、マイナンバーカードを作れば、そういった申請が簡単にできることになります。

それから、当然マイナンバーカードを取得するしないは個人の自由意思となりますけども、テレビ等でもリスクが非常に指摘をされております。私もカードを作った際、暗証番号を最後に作らなければならないときに、一番多いのが生年月日とかを使いますので、そうした部分は慎重に、個人にしか分からない番号をお勧めしたいと思います。万が一紛失したときには、マイナンバー総合フリーダイヤルがあります。そのほか個人番号カードコールセンターといった窓口が365日24時間対応しておりますので、そういったところについては、今後広報等でもしっかり周知していきたいと考えています。これまでもケーブルテレビ等で、メリットについては放映等もしてまいりましたが、まだまだ十分な周知ができておりませんので、これからも継続して町民の方に訴えてまいりたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘のとおり、国のこういったやり方は、非常に不適切と言わざるを得ません。ただ、現行政府でこういう方針が立った以上、かなり強力に進めてくると思います。この議会、今日終わるんですけども、町村会の事務局に会長に向けて、6団体のうち、せめて県と市町村からはしっかり声を上げようと早速伝えたいと思いますし、場合によっては産業部会で、また検討もしていただきたいと思います。議員ご指摘の姑息なという言葉、非常に胸が痛いところですけども、私は決して姑息とは思っておりま

せんけども、結果的にそう捉えられても仕方がないところはあります。本当に住民生活をしっかり支える、こんな時期ですから、特に1人3万円がどれぐらいの価値があるのか含めて、一定期間、物価高には対応できるんじゃないかという額の設定でした。

それに、繰り返しますけども、県選出の議員が、今、政務官になられており、情報をいただくと、今後しっかり国が進めてまいります。これがなかったら利便性が担保できない状況も出てくると思いますので、私の今の責任としては、やはり法律に基づいたマイナンバー法によって、我々は住民の皆様方に将来不利益がないように、責任があるということで、今回は推奨したところですよ。とにかく我々も、住民の皆さんの利便性が高まるようなDX、デジタル化を含めて検討していきたいと思います。ケーブルテレビもそうですけども、やはり全部入ってなくて周知がしにくいと思いますので、是非この際に、個人情報もありますので、一定の心配はあるかもしれませんが、そういったことでご理解いただいて、商品券の交付をしたいと思います。

もう一点ですけども、オアシス風観光交流拠点施設については、もう5年くらい前から私自身温めてまいりまして、あちこちに個人的には回ってきました。恐らくあと数年の間に、拳ノ川地区へ高速道路が抜けるでしょう。そういったときに、確かに全部の車は下らないと思いますけども、やはり私が平成11年、12年にショウブを地元の方と作付して、皆さんに来ていただいた経過があります。フィールドとしては最適地ですので、まずはここで四万十町のイメージアップ、それから交流の拠点といったところを今回の計画の中でしっかり詰めて、当然ランニングコストの考え方も整理して、実現可能であれば令和6年度に事業実施をしたい。今の4千数百万円においては、令和4年、5年度の事業費ですので、令和6年度には整備の費用が一定出てくると考えております。まだ詳細が決まっていないので計上しておりませんが、そういったご理解もいただきながら、是非一緒にこのフィールドで、我が四万十町の交流の拠点としてどうするのか、私個人的にはいろいろ構想を持っていますが、様々な人の意見を聞きながら、みんなの理解の下で整備していきたいと思いますので、是非、議員の皆さん方にもお知恵を出していただければありがたいと思います。そういった全体的な見通しがつかない場合においては、なかなか新たな施設は厳しいと思いますけども、しっかり説明しながら是非、実現可能なものにしていきたいと思っています。

○議長（味元和義君） 質疑の途中ですが、ただいまより暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） マイナンバーの件ですが、保険証として、ほとんどの県内の病院で使えるのは、何年後ぐらいを想定しているか。

あと一つは、現在保有している人のことも、令和4年9月1日現在においてと書いていますが、先に取得した人たちの手続はどのようにしますか。3万円の件も含めて、この二点を、簡単に教えてください。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 県内の医療機関で使えるようになるのはいつからかというご質問だと思いますが、先だって6月頃に、厚生労働省から通達がありました。内容としては、医療機関、薬局について、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を原則義務化ということで、令和5年4月から運用ができるようにと通達が来ております。原則義務化ですので、医療機関によっては100%にはならないかもしれませんが、基本的には公立病院、それから大きな病院、100床以上の病院はもう既に手をつけていることだと思いますので、おおむね令和5年4月から、全ての医療機関、薬局で使えるようになると思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 私からは、カードの所有者に対しての手続の流れでご説明します。

商品券の配布について議決をいただきましたら、この後手続を進めますが、資料にも書いてあるとおり9月1日を基準日として、その時点でカードを保有されている方と、それ以降に申請されて町から交付を受ける方が商品券の配布の対象となる予定です。

まず、本日議決をいただきましたら、正式に商工会と商品券の購入についての打合せをして、おおむね10月ぐらいに、相当な数になりますので、商品券の納入であるとか配布の準備をします。予定としては11月上旬頃をめどに、既に保有されている方には順次配布をする流れですので、特に申請等の手続は不要の予定です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 予算書で、何点か目を通した段階で単純な疑問がありますので、三点聞いておきます。

まず、予算書39ページ。商工費です。2目商工振興費委託料70万5,000円で上がってきています。内容については外商力強化支援委託料、この機に至って外商力を強化するために、こういった使途かをお伺いしたいと思います。

二点目は、44ページ。消防費の関係です。5目防災費14節で、避難タワー耐浪性整備工事費961万4,000円が減額。その下の17節備品購入費で、同じ耐浪性整備資材購入費、資材購入費として上げてますが、こういった内容でこういう形になったのか。要するに、資材購入費で今回上げてるので、工事費とは別枠になろうかと思うんですが、そこの辺りの意味合いをお伺いします。

もう一点。学校教育の小学校の部分ですが、46ページ。学校管理費の14節工事請負費ですが、内容は、遊具の危険なものについての工事。それから学校施設の整備工事費が140万円。あとは防球ネット。3項目がありますが、学校名が分かりませんので、こういった箇所を改修していくのか、遊具も改修していくのか、参考のために校名をお伺いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 39ページの商工振興費における外商力強化事業、強化支援委託料の件でしたけども、この事業については、地産外商室が立ち上がった令和元年度より4年間ずっとやってきました。中身については、全国スーパーマーケット協会に委託を行い、スーパーマーケットでの見せ方、あるいは商談会での見せ方、スーパーマーケットでの販売を前提とした個別の商品作りであるとか、事業戦略、事業計画といった部分について個別指導を交えながら、町内の事業者のレベルアップを図るための事業です。今回の補正内容については、当初4か月間で予定しておったんですけども、新型コロナウイルス感染症等の発生により6か月に期間が延びたこともあり、全4回の事務手数料等が増額したことで、契約変更をしたいと相手方からも申出がありましたので、これに対応する予算を計上したものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 44ページ、避難タワーの耐浪性整備工事費から備品購入費へ移った経緯について、簡単にお話をします。

避難タワーに波が来た際に、昇降口、階段が流れるであろうと、降りるときにはどうするかということで、シューターを設置するものです。当初、設置工事費で組んでおったんですけど、物自体が備品に当たるということで、節の組替えをしたものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 小学校費の工事請負費の内訳についてご説明します。

まず、一点目が学校施設危険遊具等改修工事費で、184万2,000円計上しております。学校名が載っていないということですが、本年6月に点検を行い、12校全ての小学校が対象となります。改修内訳としては、主にサッカーゴールですとか、ジャングルジム、ブランコ、滑り台などが危険な遊具として上がってきておりましたので、優先度の高い順から改修するというので、今回予算に計上したものです。

二点目、学校施設整備等工事費で143万円計上しておりますが、内訳としては、田野々小学校の変電設備、キュービクルになりますが、本年7月に電気保安協会の点検によって、高圧負荷開閉器の取替え及び高圧ケーブルの交換が必要、このまま放置しますと停電につながる恐れがあると指摘があったので、緊急に工事をするように予算計上したものです。

三点目、防球ネット等改修工事費で137万5,000円計上しております。こちらも小学校12校が全て対象で、主に防球ネットの破れですとか、ワイヤーが露出しているといったことが危険を伴うということで、計上したものです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 予算資料4ページ下段、オアシス風観光交流拠点整備事業、先ほど12番議員からもありましたけれども、私からももう少し詳しく町長にお伺いします。

この整備事業に関しては、町長が公約の中でも挙げてこられた事業ですので、やっという形で出てきたわけですけども。この趣旨、高速道路延伸による観光等、減少が懸念される中、道の駅めぐり窪川の後背地に新たな観光拠点を整備することで町内への観光客の誘致を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とすると。すばらしい目的、趣旨

であると思いますし、そこを災害時には、避難民の一時的な受入場所とすると、すばらしい計画だと思うのですが、観光拠点として整備する実際の内容ですよね、こういったものにしていくのか。これ基本計画の費用が今回出ておるわけですけども、来年に向けての基本計画の中で、どこかにアウトソーシングされると思うんですけども、町長が持つておる、あそこをどういうものにしていくかという、事業を進めるのであれば、町民の方にもやっぱりもう少し詳しく知ってもらふ必要があるのかなと思うので、この内容を教えていただいたらと思うんですが。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員もご指摘のとおり、大分温めきて冷めつつあるので、しっかり進めないかんということで今決意をしゆうところですけども。本当にただ単に整備でなくて、私としたらまずは、人が追い求めてくれるような景観ゾーン。そして交流ゾーンとして、例えば有事のときに防災もできるように、さらには地域の方が、いろいろ、一例挙げますとグランドゴルフであるとか、そういったちょっとしたスポーツのできるようなフィールドであるとか、もう一つはドッグラン、地元の方にまた了解もらわないかんですけども、やはり車を止めて、そこで一定排便等ができるような、それが目的じゃないですけど、どうしても犬はします。そういった交流ゾーン、景観ゾーン、さらにはそれに付帯する施設で考えています。議員もご存じだと思う、町内でバラ園もありました。私の住む集落でしたけど、多くの方が土日は特に来ていて、今でも、私も今治の吉海町であるとか、この間もレオマワールドへも行ったと言いましたけど、本当にそこを求めてくる、私くらいのシニア世代が大変多いです。ですからやはり、四万十町は十和地域の沿線に至るまで、ツツジであったり桜であったり、そして本当に皆さん方が丁寧にやっていますので、それぞれが補完するような、さらには平串地区の当該地においては、やっぱり拠点として本当に人が来たいなと思うような、帰りに来て、物を買って、ちょっと足伸ばして帰る、そういった入り口にできないかなと思っています。

ただ、当初からこういった話を私のほうで現場に言うわけにいかないので、議決いただいて、業者に発注する際には、しっかりそこで情報共有して、そういう方向性の中での基本構想を立ててもらいたいなと思っています。ですから、当然、武田議員も団体の代表をされていますので、是非そういった視点で、いろんなことでご意見もいただいたりしたいと思っていますので、あそこに組織としてどういう使い方ができるのがいいのかも含めて、是非ご提言いただきたいと思います。

私が当時、道の駅を担当したときには、今の豚まん工場もなかったもので、かなりのイベントが打てました。けど、今本当に町内の人、あるいは全流域の人を集めて、例えば販売イベントするときにもスペースがないです。生田組の倉庫も借りて駐車場としてやりよりましたが、最近そういったスペースがないので、やはり町民の情報発信の場としても使いたいと考えていますので、全てにおいて、全部を景観作物でやるとかじゃなくて、今言った三つくらいの要素で構成して、計画していきたいと考えております。本当に地の利のあるスペースだと思いますので、是非、今問われたので私の個人的な考え方を申し上げましたけども、そういったところを肉付けして、逆に町内の方に手を入れていただくことをともに進めたいと思います。ちょうどお世話になった方もおります。ショウブの植付けのときには、平串地区の女性の皆さんを中心に本当にお世話になりました。非常に来客数も多かったんですけども、なかなか今後ずっと維持できないということがあったので、やはり一定その辺のこともしっかり精査しながら、将来にわたってしっかり運営ができていくような体制で取り組みたいと思います。まだ言葉足らんと思いますけども、そういった思いで、基本計画を出す業者としては、しっかり情報共有しながらご提案していきたいと思います。この議会後になりますけども、また随時、ご意見いただければと思います。

○議長（味元和義君） 6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 今の現段階では、こういったものというはっきりしたものはないと。これから案があれば、出していただきたいということかと思いました。けど、私から言わせてもらおうと、この基本設計を委託する段階で、ある一定の大きなビジョンは持って臨むべきではないかなとも思います。避難所、受入先にするとなると、あそこに大きなものをつくるわけには多分いけないと思うんですよね。災害時のときには、すぐに更地にできるといったことにしなきゃいけないという条件がくっついてくると思うので、それなりの施設ができるのかな。バラ園、あとドッグランだとかになってくるのかなと思うんですけど、そういった内容を、逐次、基本設計が進む中で説明をしていただきたい。こういった大きな事業ですので、知らせていただきたい。町民の方も多分そこにすごく関心があると思うので、その辺をよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員のご指摘、ご提言しっかり受け止めました。私としても、現場にこうしたらどうやということとはたやすいことですが、やはり住民の皆さん方のご意見もいただき、地域のご意見もいただきながら、問われたら、今みたいなことでちょっ

と方向づけしたいと思いましたが、初めから現場、にぎわい創出課にこうしたものをつくれつくれということは至ってないです。やっぱりそこには発展的なことも踏まえて、現場に汗をかいてもろうて、業者の知恵も借りて、今言うたように、景観ゾーンと交流ゾーンと、さらには魅力ある、皆さん方が出店できる活性化ゾーンといったところ。ただ交流ゾーンと活性化ゾーンは基本的フィールドになりますから、なるだけお金が要らないように、そういったところで多面的、コミュニティ的にも使える広場となると思うので、配置も含めて、機会あるごとに行政報告なり、様々な部分で常任委員会への報告なりをしていきたいと思います。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 予算書で何点か、分からないところがありましたので、お伺いします。

まず一点目、先ほど、中屋議員が聞いた39ページの外商力強化支援委託料です。これ前からやっている委託費ですけど、現在町内業者が、こういったスーパーマーケット辺りにどのくらい出店されていて、毎年委託料を払って、その結果、売上げに結びついているか、この点にお伺いします。

二点目も同じく39ページ、これも委託料ですけど、松葉川温泉の魅力化推進事業委託費230万円。今、産業建設常任委員会でも、あぐり窪川と松葉川温泉の経営について協議しております。議員全員に2021年度のあぐり窪川の収支決算書をいただきました。これを見ても、やはり全体的には大きな赤字が続いております。特に松葉川温泉の温泉部門が、なかなか経営厳しい状況が数字として載っておりますけれども、今回230万円、魅力化を推進しようと委託料が計上されましたけれども、こういったことを目的に、こういったところに委託をかけ、その結果どんなふうに生かしていくのかについて。これは多分、社長である副町長からのご答弁になろうかと思うんですけれども、ひとつ、この点についてお答えください。

次の40ページの中ほど、工事請負金で緑林公園トイレ改修費が計上されております。これまで非常に狭い、汚いトイレでしたので、何とかしてくれという意見が本当に大きくあって、今回600万円かけて改修工事をするんですけど、どんな内容になるのか。今は本当狭くて、入り口に手を洗うところがあって、トイレが一つだけあるという状況ですけども、これを男子女子別のきれいなものにするとか、そこ辺りがちょっと分かりませんので、どんなトイレに仕上がるのかご説明いただきたいと思います。

42ページの中ほどで、21節に補償補填及び賠償金。これは道路の新設改良費の中の補償費ですけれども、支障物件移転補償金600万円という、ふとい金額なので、いわゆる移転する物件がどこの何なのか全く分かりませんので、教えていただきたいと思います。

以上四点です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） まず一点目として、外商力強化支援委託料と、それがどうつながっているのかです。主要な施策の成果説明書72ページの一番下に外商成果というところがあります。令和2年度は14社からの回答で9,900万円余り。令和3年度は14社からの回答で1億4,000万円余りの成約取引につながっていると。事業者としては被っておりますので、ここが全てではありませんけれども、こうしたところにつながっていると。どれがスーパーマーケットにつながったというところまでは、個別の委託事業の精査をしているわけではありません。ただ、実際に販売につながっている商品が幾つかあるというのは、こちらとしても把握しております。

続いて、松葉川温泉魅力化推進事業委託料の増額の内容について、どういうところにつながっていくのかというご質問だったかと思います。この増額については、総務省の地域力創造アドバイザーを委託先として選定しており、この方が昨年度から入って、非常に松葉川温泉に興味を持って、積極的に改善のためのアドバイス等をいただいています。7、8月には、実際にその方が現場に入って、改善点を探るといったことや、従業員からの聞き取りという内容で行っております。

まずは、現場で改善できるところを改善していくという方向性を見いだすために、今、調査に取り組んでいると。この改善内容については、またまとめて具体的に、お金がかからない範囲でもできることもありますので、そういったところにつなげていくと。一方で、松葉川温泉の前にはトレッキングコースや豊かな自然もあります。こうしたものを生かして、ワーケーションであるとか、夜間に歩けるように照明を点けたりといったことも今検討していると。方向性が出たら、それを事業化につなげていき、ますます松葉川温泉の魅力化につなげていきたいと。

今回の補正内容については、当初12月までの予定で入っていただいくつもりでしたけれども、今回、総務省の地域力創造アドバイザーの方が昨年度に引き続き選任されたので、特別交付税措置を、この事業について受けられるようになりました。ですので、期間を延長し、しっかりとした計画を作っていただくために補正するものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 緑林公園トイレ改修工事の内容ですけど、現在のトイレは男女兼用の一つの用便器と小便器だけで、ものすごく古くなっているのを新しくする内容です。男子、女子分けて、多目的トイレもあり、充実したものとなっています。

支障物件については、大道の物件だと思いますので。

申し訳ありません。緑林公園のトイレについては、現在の予算4,000万円でした。設計、私が概算はやっていたわけですけど、資材の高騰なんかで600万円不足しましたので、今回補正したものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） ご質問の内容ですが、町道の大道日吉線の支障木、非常に大道日吉線、支障木が多くありますので、その分の補償となります。
P. 34訂正あり

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 順番に2回目お伺いします。

まず一点目の外商力強化、課長の答弁は多分、決算資料の一つで答えになったと思うので、これはまた決算審査で、特別委員会でもやっていただけたと思いますけど。要は、毎年こういった事業をやっているんですけども、費用対効果としては、十分やっただけの効果が出ていると言い切れるぐらいの効果があるのか、その点だけお伺いします。

次に、松葉川温泉の件は大体分かりましたけれども、冒頭申したように非常に経営そのものが厳しい状況がありますので、そういったアドバイザーの意見も聞いて、是非事業化につながるようお願いします。

それからトイレ、男子用、女性用、多目的というのは身障者の方々も使えるちょっと広めのトイレ、この3本立てでいくということですね。分かりました。

それから四点目、支障木、道路の関係で600万円という結構な額ですけど、お1人の方

に対してじゃなくて、例えばある区間の中での支障木で、トータル的に撤去の補償金が600万円だと思うんですけども、木のことが全く分かりませんので、この600万円の積算ですよ。どのくらいの㎡数で600万円になったとか。林業に詳しい方は大体分かると思うんですけども、私自身分かりませんので。できるだけ構いませんので、お答えできればと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 昨年度、この事業に参加いただいた事業者数は、全体研修で通算19事業者。これ、前期後期に分けておりますので、前期10事業者、後期10事業者程度だったかと思います。また、個別相談が6回を通じて14社ですので、2から3事業者が毎回行っていますけども、この方、全国スーパーマーケット協会の理事ですけども、高知県にもアドバイザーで入っており、非常にスキルの高い方であると同時に、いろんな取引先、大手のスーパーマーケットであるとかにもお知り合いがおられると紹介も受けておりますし、原材料の調達であるといった部分を事業者が実際にアドバイスを受けています。全て数字で測ることは難しいかもしれませんが、十分な成果は出ていると、私どもは認識しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 議員のご質問に対して、基本的には木の種類、木の太さによって価格は設定されております。今日のところは、資料を持ち合わせていませんのでご容赦いただければと思います。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 一点だけお伺いします。予算資料3ページ上段、先ほどのマイナンバーカードの取得ですが、カードを取得することによってのメリット、利便性、それから国のこれからの動向を説明受けたわけですが、逆に新たにカードを取得することによって、不利益が生じることはないのかどうかお伺いします。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） 新たにカード取得されることによる不利益ですが、通常不利益はないものと考えております。ただ、一応このマイナンバーは電子的なもので、インターネット上でマイキー、IDといったものがやり取りされるので、そういった情報が芋づる式に漏えいするのではないかとされている方はおりますが、そういったところは適正に

管理されており、個人情報保護委員会等の第三者による監視ですとか、先ほど副町長からも説明したとおり、マイナンバー総合ダイヤルみたいなものが365日稼働しておりまして、紛失等があった際には、連絡をすれば即座にその機能を停止するような運用となっております。印象的に、そういったところに不安を感じられることが、もしかしたらデメリットというか、不利益なのかもしれませんが、現在マイナンバーカードを持つことによる不利益はないものと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） マイナンバーカードの事務上で、私も時々聞かれますので、その一連の流れについて、どこの場所に何を持参して、どういう手続が必要なのかと、周知の仕方について、もう一回お願いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） それでは、マイナンバーカードの手続について説明します。

マイナンバーカードのを持ってない方が、これからマイナンバーカードが欲しいときには、交付申請をしていただきます。それから、交付申請後、2か月ほど時間をいただいて、国からマイナンバーカードが出来上がってきますので、それが役場に届いてから、届きましたよという通知が皆様のお手元に届く流れになります。今、国が推し進めているマイナポイント事業は、マイナンバーカードが交付されてから、そのカードを持って手続をしていただきます。いろいろ分からないこともあるかと思いますので、役場の町民課窓口ですとか、大正・十和地域振興局の窓口にお出でいただければ、手続の支援は役場で十分に対応する予定です。

申請時に必要なものは、基本的に顔写真入りの本人確認書類と、お構いなければ、それ以外に健康保険証とか、何か公的機関が発行した本人確認書類の二点をお持ちいただければ、役場に来るのは申請時だけで構いません。二点あれば、交付自体は書留等によって、カードが出来たときにご自宅に郵送します。ただ、ご高齢とかで運転免許証を返納された方は、どうしても顔写真入りの証明書がない場合もありますので、そういった方は保険証等を持って来て申請をし、受け取りの際にも窓口にもう一度、お手数料をかけますが2度来ていただくことになります。

マイナンバーカードは、どうしてもマイナンバーというすごく大事な情報ですので、本人が手続をして、本人に交付することが原則となっており、未就学児については、その

保護者等が手続できます。あとは代理人交付などという方法もありますが、それには入院されているとか、長期出張であるとか、そういうやむを得ない事情がある方は、交付時に代理人交付もできますので、何らかの代替手段といいますか、方法はあります。特に寝たきりの方とかについては、支援員とか、行政機関の内部で調整して、何とか申請から交付までできるような手続が取れるように準備しますので、個別にご相談をいただければと思います。手続については以上です。

それから、周知方法についてです。本日、この商品券事業を議決いただいたら、これから申請される方もいっぱい出てくるかと思しますので、今度の土曜日、日曜日と10月2日、9日の日曜日には、本庁と大正・十和地域振興局で臨時申請窓口を開設しますので、そちらに、先ほど申し上げた身分証明書等を持って来ていただければ、写真も無料で撮影いたします。

あと、平日は、通常の時間内であれば受付をしておりますので、そちらもご利用いただければと思います。11月以降の臨時申請窓口等の設置については、10月の申請状況を見て、順次検討をしていく予定ですので、またその際には周知をします。現在ケーブルテレビでは、マイナンバーカードの利便性とかのご案内もしておりますので、機会があれば、皆様に見ていただければと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） 二点お伺いします。

窓口まで行けない人の対応はどうしていくのかと、その周知方法。今まで随分ケーブルテレビ、回覧文書、そういうものでやってもなかなか見てもらえない、聞いてもらえなかった。あるいは、マイナンバーカードのことを75歳、80歳の人が見た場合に、これは自分に関係ないと思う。最初から確認をしない状況が生まれてきます。本当にやるんだったらもう一つ周知の仕方とか、そういう面を充実してやらんと、効果が出んと思いますが、そのほかの周知の方法は考えておられるかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） お答えします。

窓口にどうしてもお出でいただくことは難しい方への対応ですが、一応町としては、前段として今週末から10月にかけてを強化月間的にして、一定来ていただきたいというのが前提であります、やはり出てこられない方もおりますので、確認しながら、場合によっ

ては地域の集会所とかに出向いていくケースもあるかもしれませんし、先ほど言いましたとおり個別でなければ対応し切れない案件も出てくるかと思います。そこについては、できる限り精いっぱい、申請したい方に間違いなく交付する手はずができるように対応しますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

それから、周知の方法です。通常考えられる周知方法としては、広報とか回覧文書とか、ケーブルテレビの文字放送、あとは臨時申請窓口を設置しておときの音声告知でしか、今のところ想定ができておりません。何かこのほかに具体的な個別に呼び掛けられるいい方法があれば、やっていきたいなとは思っておりますが、可能性としては、新聞折り込み、ただ最近新聞を取られてない方もいますので、そこら辺がどうかと。あとは町のLINEでメッセージを送ったり、でき得る限りの周知はしたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番橋本章央君。

○15番（橋本章央君） それらの周知方法は、今まで随分ともらってきたがです。ところが今回は3万円の商品券。つまり、その恩恵を受けたかったけど知らなかったとなると、ますます大きな問題になったりしますので、その点の周知の仕方とか、本人確認の仕方とか、相当神経を使うことと、アイデアをひねって、労力を使って、もっとやってもらわないと、後々絶対に問題になると私は思います。そこは英知を結集して、知らせる方法について、もう一度検討されるかされんかぐらいだけでも答弁願います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 担当課長らに、また協議はしてもらい、私から今の方向性、ちょっとお知らせします。

一定の時期、例えば年内くらいにおいて、普及が一定進むと思います。その段階で、どうしても来ていない方にはダイレクトメールといいますか、ダイレクトで通知する方向も考えています。そうでないと広報だけでは目に届かないとか、その時間におらなかったということもありますし、3万円の商品券は家計支援という一つの大きな目的もありますので、それは町一丸となって、最終的には確実に情報が提供できる取組をしていきたいと思っています。

○議長（味元和義君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） 先ほど、8番議員から、42ページ、支障物件と移転補償金というご質問がありました。この中身は何かということで支障木とお答えをしたので

すが、資料を見間違えておりまして、よく確認しますと、支障木ではなくて、電柱移転の補償金、NTTとケーブルテレビの分ということです。具体的な本数とかまでは今手持ちで把握しておりませんが、そういう内容でしたので、おわびして訂正を申し上げます。失礼しました。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号令和4年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第62号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第63号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第64号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第65号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第62号から議案第65号までの4議案を一括議題とします。

この4議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは何点か、今回、保険税が2,000万円追加されて、3億7,000万円の9月補正ですが、金額的にはおよそ6%余りの保険税の増収という見方にな

るわけです。ただ令和3年度決算を見ると4億1,000万円余りの保険税の決算額です。それにしても、4,000万円近い保険税の税収が減額という内容ですが、この6%増の要因はどこにあるのか。併せて今後、令和3年度決算と比べて4,000万円ほど低くなること、今の段階での金額ですが、これはやはり人口減少等なのか、収入減なのか、そこら辺の原因が分かっておれば、ご説明をと思います。

次に大正診療所です。この特別会計も今回、補正額は僅かですが9月段階で1億9,900万円です。令和3年度の決算額と比較すると、500万円余りの増ということです。大正診療所、患者の減少なのか、健康な住民が増えたか分かりませんが、年々、減少傾向にある中で、令和3年度の決算額と比べたら増額となっていますが、この要因は新型コロナウイルス感染症の関係で収入が増えたのかなど。私も行くわけですが、患者がそんなに増えた感じも見受けませんが、昨年度の決算と比べて増えた要因は、今の段階でということが考え得るのか、事務方から答弁いただければ。

以上です。

○議長（味元和義君） 税務課長戸田太郎君。

○税務課長（戸田太郎君） 国保税について、6%増の約2,000万円という補正予算について理由を説明します。当初予算においては、営業や農業など主に事業所得において、昨年同様に新型コロナウイルス感染症の影響による減収をかなり見込んでおりましたが、国や県、町などからの各種給付金の補填などによって所得の落ち込みが軽減されたことや、一方で生活スタイルが変わったことで、需要拡大した分野もあったことなどによって、全体の課税額が想定していたほどに落ち込まなかったということで、7月の当初課税額に応じて2,000万円増額補正をしたところです。

また、今年度の決算の見込みが、令和3年度と比較してかなり落ち込むという内容について、今考えられるものは先ほど説明したもの、新型コロナウイルス感染症による影響で所得が上がらない状況の中で、なかなか課税額も上がってこないことが考えられます。また、被保険者数も年々減少傾向にあって、令和3年度と比較したら53世帯、115人の方が国保から外れておりますので、こういったことも影響して、課税額が伸び悩んでいる状況となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 国保大正診療所の収入の増についてですが、

昨年と比べてということではないんですけれども、現所長の入吉宏紀医師が大変患者に人気があり、医師もよく検査をしておりますし、患者も入吉医師を頼って外来に来ていただいている。それから、入院患者の増については、歳入に入れてはいますけれども、昨年に比べて入院患者の引受けも多いということで、人口が減っている中で若干ではありますが、収入増があると理解しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 国保税については理解しました。ただ、事務長、患者の数というよりも、医師の人気度によって収入が増減するという答弁であったと思うわけですが、今はいいいですが去年までの、医師によってはまた患者も減るなど。人気がないときには患者はほかの病院に行く、人気のある医師のときには診療所へ行くというのは、私はあってはならないのではないかなと、公立病院として。医師の人気不人気によって患者数が変わるのであれば、患者数が減る医師には、しっかりと、人気が出るような指導も必要ではないかなと。私の勝手な判断ですが、できるだけ人気不人気で患者数の増減がないようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 大変難しい質問です。ただ、令和4年度当初から患者満足度の向上ということで、医師、事務職、会計年度任用職員も含めスタッフ一丸となって取り組んでおります。至らないところ、なかなか医師に言いにくいところもありますが、クレーム等については、私から伝えて、改善を促していくように指導もしていきます。また厳しいことを言うときには町長にお願いせないかなときがありますけれども、大体私から言うように頑張っていきますので、応援よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） いや、事務長では限界があるがですよ。答弁は担当の事務長がしたのですが、町長が任命をするがですよ。私は、事務長が医師に向かって指導はできんと思います。患者を減らすような医師は、本人は気づいてないと思うがですよ。任命権者として町長から、町民はこうだと、しっかりと指摘して、より良い医療体制を確保してもらいたいし、私もかかっていますので分かりますが、説明の仕方、対応の仕方、どう接するからというのは私自身も患者ですので分かるがですよ、その気持ちは。それでは公立病院の医師として失格だと思うので、町長からしっかりと具体的に、事務長から答弁あったよ

うに是非ともお願いしたい。どうでしょうか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正にそのとおりだと思います。これまでも、必要に応じて協議もしましたし、いろいろなご意見も申しました。ただ先ほどご指摘があったように、なるだけ評価の高い医師を派遣してもらうという前段の努力と、着任後においては、住民の皆さん方から批判を受けることのないような、もしあれば、しっかり指導をしていきたいと思えますし、定期的な会議もしながら、品質の向上といいますか、診療所の資質向上には努めていきたいと考えております。しっかり議員のご意見を受け止めましたので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩をします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第12、議案第66号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第67号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第66号及び議案第67号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 議案第67号の介護保険事業特別会計ですが、この予算を見ると、今回保険料が240万円余りの補正で、トータルで保険料が4億1,100万円です。令和3年度の決算を見ると4億1,900万円で、保険料も国保と同様に、決算ベースでは下がっている傾向にあるわけですが、9月の段階では、やはりこれなんかも被保険者の減少に伴うものなのか、今の状況はどういうことなのかの原因と。その前に134ページで債務負担行為があつて、内容は介護保険計画等策定事業を令和5年度にやると385万円が計上されているわけですが、これも令和3年度の介護財政調整基金を見てみると、2億8,000万円余りの基金の積立てがあつて、令和6年度からの改定かなと思うわけですが、前にも質問しましたけれども、大変年金生活者にとってみれば、手元に入る年金額が少ない状況の中で、非常に介護保険料も重くのしかかっている状況ですが、この基金について、執行部としてはどういう計画を持っているのかといいますか、基金の在り方について、お答え願いたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） お答え申し上げます。

保険料が下がっている件ですが、やはり高齢者人口の減少等が大きく影響しております。それから債務負担行為の介護保険事業計画では、令和4年度、今年度ニーズ調査を行い、一つの業者で令和5年度は計画策定ということで債務負担行為を上げております。おっしゃるように基金が増えてきております。介護保険の認定者数がずっと今まで1,500人台でしたが、1,500人を割る状況が生まれてきております。給付の状況などをきちんと精査しながら、令和6年度から基金の活用も含めて、保険料については慎重に決めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第14、議案第68号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第69号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第68号及び議案第69号の2議

案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、特別養護老人ホーム窪川荘、四万十荘についてお伺いします。

まず152ページ、窪川荘の歳入で1,500万円余りの繰入れをしております。歳出の項目を見ないままに勝手に質問しますが、3%ほど増額の繰入れをします。四万十荘では逆に繰入れを310万円余り減額の予算計上です。新型コロナウイルス感染症の影響でこういう繰入れなのかなと勝手な推測ですが、少し繰入れの内容等にご説明いただきたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 繰入金ですけれども、今回の補正内容は、ほとんどが人件費の過不足分になります。窪川荘と四万十荘の人事異動などで、人件費が変わりました。窪川荘は金額が増えたので、当初の予算よりも歳出が増えた分、基金からの繰入れをして補填している。四万十荘は、人事異動で人件費が少なくなったので、その分繰入れの必要が少なくなったので、今回繰入れの金額が減っています。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 答弁の内容は分かるわけですが、窪川荘については、人件費が余計に増えた。その理由は職員を増員したと受け取ったわけですね。逆に四万十荘は人件費が減ったと受け取ったわけですが、四万十荘、減らすほど入居者が少なかったのかなと。新型コロナウイルス感染症の影響下で、いろいろ職員も大変な仕事量になっているのではないかな。逆に、窪川荘のように四万十荘も、自然で言えば増えて当然ではないかなと思うわけですが、四万十荘の人件費が減った要因は、窪川荘と四万十荘の職員の異動での単なる変動なのか。なぜそんな変動が起こり得たのかなと。逆に職員が大変な状況ではないかなとしか推測できんわけですが、なぜ2か所の特別養護老人ホームで異動が発生するのか、要因が分かりませんので、お答えいただきたい。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 窪川荘と四万十荘は、同じ介護施設ですので、お互いの交流もあって、定期的に職員の異動があります。今回も入替えという形ですので、四万十荘職員と窪川荘職員が入れ替わったことによる人件費の差額が今回表れてきた。それと、窪川荘の人員、増えてはおりますけれども、退職もありましたので、当初予算を組んだときから、現在になってからを計算し直して、今の状態になっています。四万十荘の人数が減っているわけではありません。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 理解が十分得られませんので最後にしますが、要するに交流をするんだと、窪川荘と四万十荘は。しかし、四万十荘の職員が窪川荘へ行くことによって、その職員の給料が高かったのが、今回窪川荘の人件費が増えた。ほんで窪川荘におられた職員が四万十荘へ行ったときには、給料が安い人だったので、四万十荘は人件費が下がった。トータルの職員数は変わらんと。しかし、職員の異動の給料の高い低いで補正が生じたという答えでよろしいでしょうか。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） そのとおりです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、議案第70号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第71号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第70号及び議案第71号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号令和4年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号令和4年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第18、認定第1号令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

認定第1号については、質疑終了をもって後刻設置を予定しております決算特別委員会に付託を予定しております。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、何点か

まず、成果説明書4ページ。事業の成果の中で、大正中津川地区の調査を実施して、令和4年度へつなげる取組をしたということです。どういう調査を実施し、令和4年度の事業の中で反映しているのか、令和4年度に向けてこれを生かしてきたのかという点。

次は、危機管理課です。今朝ちょうど窪川地域へ入って五差路のところ、信号で止まって上を見たら、四万十町見守り監視、そういう名称でカメラを設置しておりました。その中で、内容を9ページに書いていますように、街頭防犯カメラ等設置工事が1か所、七里小学校に設置したわけですね。事業費が64万9,000円、そのうち県補助で30万円です。前

にも、防犯カメラについては議員から質問があったかと思うわけですが、これは町が設置したので、地元の負担金はないと思うのですが、四万十町、大変広い中で、町はいわゆる街頭防犯カメラをどれくらい今まで設置してこられたのかなと。要望はいろいろ地区からもあるのではないかなと。確かに、私自身当初は、個人の活動を監視されるんじゃないかという危惧もありましたけれども、最近特にテレビ等では、防犯カメラがあることによる犯人の逮捕が非常にあるようですね。だから、ある面では私は設置もやむを得んと思うのですが、補助金があるかどうか。町としては地区のメインの国道ないし町道に、町自身が、子どもたち、またいろんな意味での逮捕につながる要素が高いので、今後増えていく予定はあるやなしやについて、お伺いします。

次に19ページ、あと四点です。子どもを産み育てる環境の充実という施策で、令和3年度の決算が900万円。これはご承知のように、子どもが出生したときの祝い金の支給ですが、令和3年度は新生児が、本町の目標は100人に対して74人で終わったというのは、この前のやり取りで分かったわけですが、支給の内訳は、第1子が18人、第2子24人、第3子18人、第4子4人、第5子1人という出生数です。第1子、第2子は5万円、第3子以降が30万円という支給の在り方。令和4年度、まだまだこの前の話では半分程度の実績、50人か60人だったかな、町の目標よりものすごく低い状況を見たときに、午前中の財政調整基金の取崩しではありませんが、目標を達成するためには、現実の姿として、もっと祝い金を出せば増えるかもしれませんね。そういう一つの決算見た上で、令和4年度の計画もそのままの金額と思うのですが、この祝い金について、町の考え方がどうなのかと。ただ分からんのは、実績で、事業年度内の新生児が74人おって、65人に支給したという意味。なぜ全員じゃないのか。なぜ9人に支給しなかったかという単純な疑問です。

それと、21ページ、ひとり親家庭医療費助成事業、金額は727万円余りです。令和3年度実績で見ると、対象者が、母子家庭が225人、父子家庭が41人、トータルで266人が医療費の助成を受けていますが、実際どれだけ負担軽減になったのか。全員がそういう形で、この場合は対象になったということによろしいかお伺いしたい。

それと、27ページ。障害福祉の充実目標の中で、障害者相談支援、1,100万円余りの中で実績として上がっておられます。件数がかなりあったのかなと見るわけですが、ただこの支援の内容で、行政がこういう相談に直接しっかりと乗ってやれたのかどうなのか。障がい者の保護者にとって、行政なり誰かに相談するのはちゅうちょされる方が多いわけですね。しかし町は、そういう把握はされていると思うんですが、電話があったからなの

か、そういう支援員の話も受けて、高齢の保護者にとってみれば、障がい児の相談はしづらい。やはり積極的に支援に入る体制が私は必要だと思いますが、十分やったという実績があるのかどうか。

最後に41ページです。高齢者福祉の充実の中で外出支援事業1,300万円の支出額です。実績、成果を見ると、様々な受給対象があるんですね。

まず、身体障がい者手帳を持ちゅうかどうか。療育手帳を持っているかどうか。精神障害者保健手帳を持ちゅうかどうか。80歳以上の者か。運転免許を返納した65歳以上の者という、五つの支給条件があるわけですね。交付枚数、100円の券は、居住地から役場庁舎までの距離によって配布がまちまちです。5km未満、5km以上、10km以上という三つの段階で枚数が変わるわけですが、80歳以上の方を含めてですが、町はこの条件に合っている方全員に配布していますね。しかし残念ながら、利用する人は50%という実績です。多くの10km以上の方は常に不満ながですね。大正地域にはタクシーがありません。タクシーは窪川地域から呼ばないかんがですね。1回何千円と片道かかるらしいです。1万2,000円という額は、あっという間になくなるという受給者の声です。これを何とかしてほしいと多分お聞きになった議員も多いと思うんですね。確かに条件に合致した人には配布せないかんことは間違いありません。しかし、ずっと実績はこの程度だと思うんですよ、毎年度。せっかく予算計上しながら、半分の人しか利用してない、ということは半分以上、無駄と言うたら語弊ありますけど、行き渡らないとなれば、現に困っている人に何とか、全員が満足とはいかんと思いますけれども、不満の方々の解消に少しでも役立つのではないかと私は思います。この実績を見て、町としては、令和4年度はしょうがありませんが、令和5年度に向けて、どういうお考えがあるのかお聞かせいただきたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 各担当からご説明する前に、今それぞれ、子育て支援の出産祝い金と介護タクシー、バスチケットのことがご指摘ありました。令和3年度の当初予算のときの説明をしたかどうか、うろ覚えですけども、今検討中です。担当から決算についての勉強はしておると思いますけども、今後の施策については、私のほうでまだ最終協議しておりませんので、お答えすべきかもしれませんけども、ご意見としてはしっかり承っておきたいと思います。そういったことで、各担当からご説明したいと思います。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 主要な施策の成果説明書4ページについてお答えします。

ご質問は、大正中津川地区で昨年度行われたのは何の調査かと、令和4年度に向けてどういったつながり方をしているのかであったと思います。この調査については、大正中津川地区は、四万十川条例における共生モデル地区と指定されております。昨年度においては、大正中津川地区に伝わる地域伝承、民話ですとか、川とのつながりといったことを高知大学地域協働学部と連携して地元に入って、聞き取り調査を行ったものです。その結果については、地域の資源として目録化して、冊子として取りまとめを行っております。今年度については、調査したそれらの結果を学校の教育現場で環境学習などに使うことも含めてやっていこうということもありますし、それから、大正中津川地区を訪れるモニターツアーというものを現在、企画しております。この辺も、高知大学と連携して、鋭意進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 主要な施策9ページ、子ども見守りカメラについてご説明します。

まず、令和3年度までの実績で設置したカメラの台数は14基あります。令和4年度にも1基設置することになっております。説明に書いておりますけど、主に通学路の見守りということで設置しており、各学校に1度お話をして、ほぼ出そろっておる状態です。今後の要望として、1件設置できないかと相談はあったんですが、趣旨と違う形での要望でしたので、それについてはお断りしている状態です。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長今西浩一君。

○町民課長（今西浩一君） それでは、出産祝い金とひとり親家庭の医療費の件についてお答えします。

まず、出産祝い金事業の実績の数字の差異の点です。令和3年度が74人に対して65人ということですが、各年度の実績、支給人数と新生児数に差があるところを見ていただくと分かるように、この事業は単に出産した児童に対して出るのではなくて、その後、四万十町に定住する意思がある方が対象と、現状の要綱では規定されております。ですので、いわゆる転勤族、例えば県職員であるとか、そういった方は定住とみなさないということで、対象から除外されていることによって、各年度、若干支給できていない方がおられま

す。ただ、令和3年度が9人と多くなっておりますのは、いわゆる転勤族の方で対象にならなかったのが正確には2人でして、残りの7人は、こちらの事務の事務上の問題で恐縮ですが、年度の切替えの際に予算措置が足りてなかったもので、その7人分については、令和4年度予算で措置したので、令和3年度決算としては、2人と7人合わせて9人の差が出てしまったということです。

今後の増額といった点についてですが、あくまでも今の状況だけご報告します。先ほど町長からも答弁あったように、今、役場内では、新年度以降の子育て施策全般について、てこ入れ作業、見直しをしており、そういった中で、できる限りの支援をしていく方向で、確定ではないんですけれども、方向性としては現金支給ではなく現物支給、例えば給食費であるとか、現在中学校までの医療費助成を高校生まで拡大するという方向で、全体の調整をされていて、新年度の当初予算計上までには内容を詰めて、提案するようにしています。出産祝い金についても見直しの中に入っており、さっき説明したとおり、例えば、そもそも出産祝い金の位置づけであるならばという観点でいくと、転勤族であったり、特に影響することではないので、単純に四万十町に生まれてきてくれた子どもに対して祝い金を支払うという考え方もあると思いますので、そういう要件の見直しですとか、また、金額についても、県内の各自治体の状況を見ますと、ないところもあれば、1万円のところもあり、10万円、20万円のところ、あと第1子、2子、3子で加算するところもありますが、シンプルに出産祝い金にすると、一律支給がその性格に合っているんじゃないかとも思ったりしますので、金額的なところも含めて今後検討して、来年度以降の制度の見直しにつなげていきたいと考えております。

二点目でご質問いただいた、ひとり親家庭の件ですが、事業の実施内容に対象者数とそれぞれどれの内訳を数字として書いております。この制度は、対象となる家庭が医療を受けた際に、県と町とで半分ずつ支給するものでして、対象となる方には、漏れなく全額が助成されます。金額については、利用した者の累計数ですので、対象とはなっていない、実際には病院にかからなかった方もいると思いますが、その実数までは手持ちの資料として持っておりません。ただ、対象になっている方が医療を受けた際には、全て助成を受けたという現状です。

以上です。

○議長（味元和義君） 健康福祉課長長森伸一君。

○健康福祉課長（長森伸一君） 成果説明書27ページ、障害者相談支援の内容について説

明します。

まず、障害者相談支援事業については、町内の二つの福祉事業所に委託して、障がい者の相談支援に当たっております。各事業所では1.5人から2人が対応しているということで、1,100万円という金額となっております。相談内容については、書いてあるとおり電話、来庁、訪問等により障がい者家族からの障害や生活に関する相談と、多岐にわたり相談に乗っております。また、障がい者の状況に応じて、必要な福祉サービスや医療サービスなどにつなげるために、計画等作成もしております。その計画に基づいて、役場では判断して、医療や福祉サービスの決定を判定していくというように、それぞれ役割分担を行っております。そういうことで、障害者相談支援事業については、障がい者への福祉サービスや医療サービスを提供していくためには必要な事業ということで続けております。

以上です。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 41ページ、高齢者等外出支援事業についてお答えします。いわゆる福祉タクシー・バス事業と呼ばれているものです。そもそもこの事業、目的は社会参加の一助とするということです。距離に応じて3段階に分かれております。毎年のように検討はしております。今年度も、10km以上を細分化して増額してはどうかと検討しましたが、一旦保留にしています。一方で、コミュニティバスをはじめ、公共交通の充実を含めて、根本的に見直す必要があるのではないかという話も出てきております。

なお、本当に要らない人にも送っているということがありますので、今回要らないよという人には返信していただいて、送らないようにする処置も行っております。継続して検討は進めたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大まかに正確な答弁いただきましたので再質問しませんが、議長、1か所だけ忘れたけん構わんか。

○議長（味元和義君） 許可しますが、簡潔にお願いします。

○12番（田邊哲夫君） 簡潔にやるつもりです。毎年度、監査委員から意見書が出されております。気になった点だけお伺いしますが、奨学金、教育委員会の関係ですね。貸付状況が載っています。その中で令和3年度、新規が1名という結果です。これについて、監査委員から意見が付されていますね。少子化や社会経済の情勢等に対応し、基金の保有額

及び貸付金額、条件等の内容は適当か常に調査研究され、有効な運用に努められたいという内容です。町の発表した基金の運用、令和3年度末の基金の計が1億2,100万円余りあるわけですね。貸付金額が令和3年度では233万円です。だから監査委員からも、基金の運用について、いろいろ検討してみてくださいという内容ではないかなと思うわけですが。教育長、奨学金の利用者が令和3年度は1件という状況ながですね。間違っていたら答弁くださいね。高校入学、専門学校、大学等含めて、かなりの人数が町内にはおられる中で、新規が1件ということならば、なぜなのか。私は我が子が高校行くときにお借りしました。非常にありがたい制度です。民間の貸付けの事業もあるわけですが、教育ローンは。しかし、これは本当に地方にとって、また受給者にとってはありがたい基金運用だと思うんですが、なぜ1名なのか、どうしても解せない。それだけ借りる必要のない家庭が増えてきたのかと考えると、いや、そうでもないんじゃないか。町教育委員会の利用してもらいたいというアピールが低すぎるんじゃないかなと、勝手な思いながです。これだけの基金がある。それならばもう少し借りる人の手だてを講じてもいいのではないかなと。決して、利子でもうけるために基金を積み立てているわけじゃありませんので、やはり町民の方のために運用していくというのが、基本的なこの貸付金事業だと思うんですが、その点だけお答えください。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 確かにこの決算の段階で、令和3年度の利用者は新規で1名ということです。教育委員会としても、十分な周知ができていないのではないかということですがけれども、年に1度12月に町の広報を通じて、この奨学金についてのお知らせは全戸にしています。確かに町の奨学金もありますけれども、またそのほかの制度の奨学金もありまして、町の奨学金よりももう少し借りるに当たっての要件などが緩かったり、そちらが借りやすい場合は、そちらを優先する方がおります。ただ、どうしても町で借りたいという場合であれば、教育委員会で受け付けており、それがたまたま令和3年度では1件であったということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただきました。ちょっと理解しづらいのは、町の貸付条件よりも緩やかで、もっと簡単に貸してもらえるところがあるからとしか取れなかったわけですね。というのは、町よりももっと条件が緩やかで無利子でというの

は具体的には、そっちへ流れるのはどういう要件が、町と違うんですか。恐らく民間は無利子とか、ましてや町より条件が緩やかなというのは普通ない。だから、私の場合は町の貸付金を利用しました。民間では教育ローンが無利子でどうぞというところは、私のときはなかったわけですが、公的な機関、民間含めて、町の貸付条件よりもっと借りやすいことがあるのか分かりませんので、お答えください。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） ほかの奨学金の貸付けも無利子ということで、町も同じく無利子ではあるんですけども、ただ要件の、所得制限の違いとなっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 教育長山脇光章君。

○教育長（山脇光章君） 奨学金については、原則その親が選択をするわけですけど、教育委員会としても、広報、また中学校にも周知はしております。その中で令和3年度は、四万十町の奨学金の申請があったのが3件で、審査の結果、1件貸付と。先ほど課長が申しましたが、所得制限を設けていますので、その要件にかなわなかったと。無利子については、高知県も貸付けを行っておりますが、所得要件により無利子。特に大学進学に当たっては、学生支援機構で無利子の部分と、有利子合わせて借受けして進学する生徒もおります。こちらも所得制限なりの要件等は、しっかり中学校通じて広報もしておりますし、その選択の中で、これまでも四万十町の奨学資金を選ばれていないのが事実かも分かりません。他の奨学金を借り受けたかの調査等は、個人情報もあり調べることはできませんが、また中学校、高校等、進学に際しての保護者の意向等もお聞きして、今後変更する必要があるのか、さらに検討を深めていきたいと思っております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

5 番緒方正綱君。

○5 番（緒方正綱君） 成果説明書1ページ。家地川地域活性化拠点施設の整備事業についてお伺いします。下段に事業の成果がありますが、中段で、地域食材を生かした弁当・惣菜の製造販売を開始したと。また、モーニングの提供も試験的にやられたとありますが、それをやって結果がどうであったのか。実績があって評価、成果にもなりますので、その点についてお伺いしたいのと。それによって、今後の見通しをどう見られておるのか、その二点お願いします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） それでは、家地川地域活性化拠点施設整備事業の事業成果にある、弁当とかモーニングなどの地域食材を活かした製造販売の成果です。家地川地域集落活動センターけやきが行っているものですが、昨年度途中、7月に集落活動センター、オープンしたわけですが、このお弁当の販売ですとかモーニングは8月ぐらいから行われております。

ただし、モーニングについては、8月から9月にかけて行われましたけれども、事業を行っているオルモ組合という地元の団体ですが、そこの人の手当とか、もろもろ事情があり、モーニングは現在、一旦休止をしています。ですので、モーニングの実績としては、1か月から2か月弱ぐらいだったと思います。

また、お弁当についても、定期的に注文を受けて販売をする形をとっております。それは現在も続いておりますが、これも作り手、地元の方が出て作っていただいているわけですが、その方たちも仕事を持ちながらということもあり、常時それに従事できないということですので、一定の作る人たちが集まったときに対応できれば売っているという状況で、まず試験的に行っているところです。

売上げについては、そういったことで定期的に売れているという状況ではありませんので、8月ぐらいから行って、年度末までで55万円ぐらいとなっております。対して、もろもろ経費がかかりますので、一定少し赤字になっている状況にあります。ただし、集落活動センターそのものの全体の収支が出ていますけれども、例えば惣菜、お弁当、モーニングの部分でどうかというのは、もろもろの経費が突っ込みになっている関係もあり、精査できておりません。

今後の見通しについては、現在、地元オルモ組合と話し合いも継続して行っていますけれども、どうしても常時その活動に取り組んでいける地元の方は限られてますので、そこら辺の調整をしながら継続して活動できるように、また売上げ等も地元にも過度の負担にならない形で運営できるように、地元と協議を続けています。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 聞くとところによると、お弁当、惣菜、割と人気があるように聞いております。そこら辺をある程度一つの目玉にしながら、今後につなげていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、今日は監査委員が来ておりますので、歳入歳出決算の意見書で、詳しく聞いておきたいところ、一点だけ聞いておきます。

意見書4ページ。審査意見の総括の部分で、ページの中ほどの義務的経費に触れておるところです。義務的経費ですので、要するに人件費等が重きを占める部分ですが、とりわけ我々総務常任委員会も、今、一つの審査事項としては、職員の時間外労働緩和のための話もだんだんに聞いております。人件費に絡む内容について、いろいろ述べられておりますが、要は構成割合、非常に対前年比からするとちょっと増えてくるということですが、中身を見ますと、人件費については、前年からすると0.8ポイント下がっているようです。内容を見ますと、常勤あるいは再任用職員の給与等の減によって、全体で2,100万円が減になっているとありますから、この文については理解するんですが、審査委員の意見として、今後は義務的経費の増減に注意を払う必要があると。安易な人件費の増減は住民サービスが行き届かなくなる恐れがあるので、現状動向に留意されて、効率的な経費節減になお一層努力をと審査されております。この人件費の部分で、今回審査されたときに、そういった職員数の減とか、サービスとの兼ね合いについて、どんな感覚でこの文面として取り上げて、審査の結果として出しているのかを聞きたいのと。その次の文に、補助金の予算化に際しては、補助金審査会等において必要性の精査に努められたいとありますが、補助金の審査会等で必要性の精査といった内容、どの辺りの部分まで突っ込んでここにお書きになって、執行部に問いただしておられたのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 代表監査委員田邊幹男君。

○代表監査委員（田邊幹男君） まず、義務的経費の増減に注意を払う必要もあるがというところですが、私ども審査の過程において、年間、去年も出ましたが、残業時間について検討しました。それで、月30時間以上のものは全部出してくれということで検討してまいりました。その結果、今回結構月100時間を超えたのが多かったと。選挙の関係もいろいろあり、やむを得ないところもあるけれども、特に昨年の場合は、災害もあったということですが、人が足りないことではないと判断して、そこらを注意していくべきではないかと、執行部にも進言しました。

それから、二点目の補助金の予算化に際しては、補助金等審査会において必要性の精査に努められたい。こういう文面を書いたのは、去年も大分問題になりましたが、ネット販

売事業はなかなか混迷を深めたように、今回も補助金が出ている割には、事業の進捗が見られていないと私どもは考えましたので、なお、この点について今後も精査して、補助金を出す場合には注意していただきたいといった思いで、この文面を書いたつもりです。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 補助金の関係については理解しました。もう一つ、義務的経費の人員費の削減云々の審査ポイントの部分で、時間外、月30時間という、我々総務常任委員会では100時間超えがあったりして、そこの辺りをターゲットにしながら年間を通じて審査していますが、月30時間のほうが、全体の中で見やすかったということだったのか、月30時間という限定の仕方、もう一回だけ確認したいと思います。

○議長（味元和義君） 代表監査委員田邊幹男君。

○代表監査委員（田邊幹男君） 1か月の最大時間は45時間と決められておりますが、それを設定するよりは、月30時間以上のものを出してくれと。上限が協定で決まっておるのは年720時間ですね。調査したところ、先ほど言いましたように、結構月100時間超えがあったと。若干、年720時間超えも見られたということも正直あり、これは法的にも引かかる恐れもありますので、なお注意して運用していくようにと。もう一つは、月30時間、月80時間以上の職員は産業医の審査を受けるように担当課長から進めなさい。そして月100時間を超えた場合は、当然義務で産業医の診察を受けなさいという規定があるわけですが、そこら辺り、担当課長が理解していなかったところがありますので、それは今まで総務課が恐らく管理しておったと思うんですが、残業命令を出すのは担当課長であるので、時間、それから産業医にかかることをしっかりと頭の中にたたき込んでやるべきではないかと、進言したということです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 私も一点だけ、果たしてこれでいいのかなというところがあったので、質問します。

監査報告書をいただいて、私、一番初めに目を通したのが、成果説明書73ページです。今、代表監査からも発言の中で出てまいりましたけれども、ネット販売の関連のことです。私も、去年のこの事業については大体覚えておりますけれども、これは令和2年度から

令和3年度にまたがった事業で、当初では3,000万円近くかけて行ってきましたけれども、昨年は、最終的に精査して、467万1,471円の補助金を出したということですが、当初の予算では1,200万円ほど年間を通じて補助金を出していたはずで、ところが4月から始まって、9月20日でしたか、この事業が止まって、その後もう事業は行われておりませんので、精査して、ある一定の必要だったお金以外は返還していただいたこともありました。

そこで、一番下の事業の成果では、34業者が参加して278品目あったと。今言ったように4月から9月の中頃までで200万円少し売上げがあったと。あとはウェブサイト記事作成、更新数、31記事と書いてありますけれども、この書き方ですね。これは事業の成果なので、結果を書くべきだと思います。ほかの事業の成果を見ますと、こういったことがあって次につなげられることになったとか、ある一定は成果を書いておりますけれども、これは、ただこういったことを書いてるだけで、こんな書き方でいいのかなと提議したいわけですが。成果については、この事業の成果は見受けられなかったとか、補助金を出して事業をやったが、成果がなければ素直に、成果はなかったといった書き方をする、私たちはそう思うんですけれども。事業はこれだけ、ただありましたという書き方で、良かった、悪かったという結果が書かれておりませんが、この書き方について、これでいいのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 主要成果の記載の内容です。こちらは、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果説明を議会に提出をすることになっております。そこで、成果という定義ですが、あくまでも事業を実施して得られた良い結果となります。以前、12番議員からも、確か課題を記述し、今後どう展開していくのかまで書くべきではないかといったご指摘も受けた記憶があります。私も各自治体がどういった書きっぷりにしているのか調べてみました。往々にして、こうした成果のみの記述で終わっております。やはりそれだけでは議論が深まりませんので、この後、決算特別委員会が設置されるかとお聞きをしておりますので、そういった中で質疑応答を通じて、議論を深めていければと思います。なお、73ページについては、当初これよりもっと中身がなかったので、私から、成果をしっかりと書き込むようにと指示したところです。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 一点だけ確認したいと思います。

成果説明書5ページの四万十川の水産資源回復事業です。実施内容の中に、カワウの対策事業委託で89万8,000円余りが書かれておるわけですが、なかなかの金額とも解釈しますが、これはあくまでもカワウの捕殺事業であるのかを、まずお聞きします。それから、私たちの感覚では、このカワウが非常に鮎の稚魚から始まって、餌にしていると。時期的に、その量にすればものすごいカワウが影響しておるということですから、資源が豊富に育つ育たんも、ここにかかっているのではないかなという話さえ出ておりますので、そのことを踏まえて、カワウを捕殺する費用ならば、この事業成果の中にカワウを捕殺して、こういう変化が出たとか、そういう成果が上がってたらうれしいなと思って、私は見ていました。ところが、事業の成果の中では、カワウの捕殺的なことの成果が書かれておりませんので、その辺りはどうなのかなと。まず、カワウの捕殺費用なのかと、それであるならば、令和3年度にどれだけの成果としてカワウが捕獲されたのか、その点をお聞きします。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） カワウの対策については、これまでも再三にわたってご質問も受けてきたところです。今回この成果説明書に載せているカワウ対策の委託業務ですが、企画課の所管でやっている分は、追い払いとなっております。捕殺、駆除については、林業の担当にお願いをしていますので、そちらでお答えしていければと思いますが、四万十川流域で捕殺という形をとろうとすると、どうしても禁猟区の関係とかあって、鉄砲で撃つのはなかなか難しいところがあり、企画課の所管としては、何とか追い払いで対策ができないかということで委託して、また昨年度は実施をしています。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長佐竹雅人君。

○農林水産課長（佐竹雅人君） カワウの捕獲はというご質問もありましたので、私から回答します。

令和3年度のカワウの捕獲数は34羽です。町の有害鳥獣捕獲の中でカワウ対策も取り組んでおり、成果説明書58ページ、鳥獣対策事業で記載をしておりますが、令和3年度は34羽で、カワウの捕獲報償金も5,000円を予算として上げております。ちなみに令和2年度は17羽でしたので、令和3年度は増えておりますけれども、現在の四万十川の状況を見て、カワウの飛来は相当な数が上下飛んでおることは把握もしておりますし、その中でた

った34羽かという捉え方もあるかと思いますが、そういったところはしっかり狩猟の免許、猟銃の資格者に対して協力をいただいております。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） 分かりました。ここの数字は追い払いにかかる費用ということで、それなら、なかなか立派な金額かなと私は解釈するわけですが、いずれにしても、四万十川の資源を守っていくという形で、ご承知と思いますが、このカワウが大変な悪事をしておる。影響しておるということですから、何とかカワウ対策を進めて実績、成果を上げていかんと、町が放流事業の中で費用を組んでも、カワウの餌を買って与えておるのが現実です。その辺りは、さらに研究していただいて。

捕殺でなくて追い払いとなれば、四万十川の流域ではねかけ合いのような状況があるわけですね。あくまでも捕殺でないと意味がないと言い切ってもいいのではないかなと私は捉えております。私たちも、猟友会では協力しますよと申出をしてきた経過もあるわけですが、なかなか許可も下りにくいことがあったりして、いろいろ複雑なところがあるようです。しかしながら、町も資源回復のために放流事業に対してもたくさんの費用をつけておるわけで、それは四万十川の鮎の豊漁につながるためにやりようわけじゃけん。だから今後、町も猟友会とも協議を進めて、速やかな対応が即日取れるという状況にして、来年に向けての成果につながる状況に努力していただきたいと提言して、質問を終わります。

以上で終わります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、この後、設置を予定しております決算特別委員会に付託を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第19、発委第1号四万十町議会決算特別委員会の設置につい

てを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） それでは、発議第1号を提案します。

令和4年9月22日、四万十町議会議長味元和義様。提出者は、四万十町議会運営委員長、田邊哲夫です。

四万十町議会決算特別委員会の設置について。

四万十町議会決算特別委員会の設置についての議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

2枚目ですが、四万十町議会決算特別委員会の設置について。

次のとおり、四万十町議会決算特別委員会を設置するものとする。

記。名称は四万十町議会決算特別委員会。設置根拠は、地方自治法第109条及び四万十町議会委員会条例第6条。

目的は、四万十町議会第3回定例会に認定第1号令和3年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、執行部から提案されました。この議案については、ただいま質疑が終了したわけですが、まだまだ十分な審査、精査が必要だろうと思われまますので、四万十町議会決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託して、議会の閉会中も決算審査を行うことを提案するものです。

委員定数は、過半数を下回らない7名にして、任期は第4回12月の定例会決算審査の報告までとします。

以上です。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第1号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会決算特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して議会の閉会中も継続して決算審査活動を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会決算特別委員会の経費について、当分の間は令和4年度の予算から支出するものとします。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第20、四万十町議会決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。ただいま設置されました四万十町議会決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第3項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

氏名を読み上げます。四万十町決算特別委員会委員、2番榎野章君、3番林健三君、4番古谷幹夫君、6番武田秀義君、10番中屋康君、12番田邊哲夫君、14番村井眞菜君、以上7名であります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会決算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、四万十町議会決算特別委員会を議長より招集します。

令和4年9月22日。四万十町議会決算特別委員会委員様。四万十町議会議長。

四万十町議会決算特別委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会決算特別委員会を招集しますので、出席願います。

日時、令和4年9月22日午後2時32分。場所、3階委員会室。

四万十町議会決算特別委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後 2 時31分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会決算特別委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので、報告します。

四万十町議会決算特別委員会委員長田邊哲夫君、副委員長古谷幹夫君、以上のとおりです。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第21、陳情第4－3号公共財としての日本の種子を保全し、食の安全を守るための新たな法整備と積極的施策を講じることに関する請願書を議題とします。

この陳情議案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

3 番産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） それでは、報告します。

令和4年9月22日。四万十町議会議長味元和義様。産業建設常任委員会常任委員長林健三。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告をいたします。

記。

受理番号、陳情第4－3号。付託年月日、令和4年6月8日。件名、公共財としての日本の種子を保全し、食の安全を守るための新たな法整備と積極的施策を講じることに関する請願書。

審査の結果、不採択です。

次のページを開けていただきたいと思います。産業建設常任委員会、令和4年9月定例会審査経過報告書。

審査日、令和4年9月15日。

番号、陳情第4－3号。付託年月日、令和4年6月8日。件名、公共財としての日本の種子を保全し、食の安全を守るための新たな法整備と積極的施策を講じることに関する請

願書です。

陳情事項について、高知県に対し、主要農産物の種子生産に関わる県条例の制定を求める意見書を提出することです。

審査経過。本陳情は6月8日に付託され、6月9日に1回目の審査を行い、継続審査とした。閉会中の継続審査の中で、高南農業改良普及所、JA、農林水産課に高知県内の現状について説明を受けました。高知県内の現状としては、高知県主要農作物種子生産要綱を定め、種子法廃止前と同様に優良種子の生産、安定供給ができているとの説明でした。上記の高知県の対応を踏まえ、再度、産業建設常任委員会で審査を行った結果、本陳情に関しては不採択とすることに決定しました。委員の意見として、高知県の要綱に準じて対応しているので、条例を制定する必要はないということで、不採択の理由です。

以上です。

○議長（味元和義君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） 確認させてください。まず、委員の意見の言い回しですけども、県の要綱に準じて対応しているという表現になっておりますけれども、県は要綱を定めて対応していることという意味ですよね。

○議長（味元和義君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） そのとおりです。定めておりますので。

○議長（味元和義君） 4番古谷幹夫君。

○4番（古谷幹夫君） この案件については、請願書という形ですけども、実際は陳情書という扱いですけども、全国的には38県で種子法を県の条例として定めておるという情報もありましたが、その点についての調査なり、議論、委員会での審議はどういう形でやられたのかという点と。要綱と条例の扱いの違いについての議論はどういう形でされたのか。要綱は確か副部長の権限で、改廃をできると聞いたことがあります。それと条例との違いは、改廃するとき、位置づけが違ってくることになりますので、その辺の議論がどういう形でされたのか、されなかったのか、二点お願いします。

○議長（味元和義君） 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 全国的な問題とか、その辺のことは、一応この条例

の意見書を提出するということだけですので、そのほかは協議しませんでした。

以上です。

(4番古谷幹夫君「要綱と条例の違い」と呼ぶ)

要綱も、この辺も全部目は通しましたが、その辺の議論はしませんでした。

以上です。

○議長(味元和義君) ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番(村井眞菜君) お伺いします。先ほどの話で要綱に関しては、時の首長や課長で簡単に変更できるので、非常にもろいといえますか、そういう欠点がある中で、ほとんどの38都道府県が条例制定に踏み切っているわけですが、それは種というものが、公共、みんなの人にとって必要不可欠なもので、戦後ずっと日本人が大事に扱ってきて守られてきたものであるからだと認識しているんですが、こうなった場合に種についての責任は、本来は政治責任として今までやってきましたが、責任の所在が曖昧になってしまうことへの議論がなされたのかどうなのかということと。現在食をめぐる大きな変化の中で、利益追求の大量生産であったり、農業の大企業化が進んでいく中で、グローバル、世界的な種子が独占されていくんじゃないかという不安が募っている中で、今治市では条例を市独自でつくったりもしていますので、こちらでは県に要望するものでしたけど、町としてのスタンスについては議論されたかどうか、お伺いします。

○議長(味元和義君) 産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長(林健三君) 先ほど私が説明したとおり、陳情事項が、高知県に対しての主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書ですので、そういう辺も分かっておりますけど、そういう協議は一切しませんでした。

以上です。

○議長(味元和義君) ほかに質疑はありませんか。

13番堀本伸一君。

○13番(堀本伸一君) 非常に難しい問題であろうかと認識するわけですが、先ほど古谷議員からも意見がありましたが、条例と要綱とはランクが違うということですね。全国的には条例化している都道府県もたくさんあるので、そこを常任委員会の中では、要綱と条例の違い、さらには条例化している市町村があるわけで、そこはどういうことかなという審議はされたのか、しなかったのか、それだけ教えてください。

○議長（味元和義君） 3番産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 要綱と条例の関係ですが、先ほども言ったとおり、主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書ですので、要綱なり、条例について、一切話はしませんでした。一応目は通しました。

以上です。

○議長（味元和義君） 13番堀本伸一君。

○13番（堀本伸一君） その件については、先ほどから委員長の報告があつて承知しておりますが、大事な案件として確認していくためには、条例化した県がありますよね。日本全国の中ではあると思うがですよ、たくさん。それはどういうことで要綱に準じず、結局条例化をしたのか。どうしてであろうかという整理は、当常任委員会で審議をしたかしないか、それだけです。

○議長（味元和義君） 3番産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 先ほども経過報告の中で説明したように、高南農業改良普及所、JA、それから農林水産課に高知県の現状について話を聞きました。その結果、先ほど言ったように、高知県の要綱に準じて対応しているので、条例を制定する必要はないという結論が出ました。いろいろ県議会でも、一般質問で2名ほどやっています。同じ回答ですので、そういうことです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第4－3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第4－3号公共財としての日本の種子を保全し、食の安全を守るための新たな法整備と積極的施策を講じることに関する請願書を採決します。

お諮りします。

陳情第4－3号公共財としての日本の種子を保全し、食の安全を守るための新たな法整

備と積極的施策を講じることに関する請願書について、委員長報告は不採択です。

まず、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 原案賛成者 1 名、14 番村井眞菜君。起立少数ですので、したがって、陳情第 4－3 号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 22、陳情第 4－9 号文化施設の木造化を求める陳情書を議題とします。

この陳情議案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

3 番産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 令和 4 年 9 月 22 日。四万十町議会議長味元和義様。  
産業建設常任委員長林健三。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項及び第 95 条の規定により報告します。

記。

受理番号、陳情第 4－9 号。付託年月日、令和 4 年 9 月 14 日。件名、文化施設の木造化を求める陳情書。

審査の結果、不採択です。

産業建設常任委員会、令和 4 年 9 月定例会審査経過報告書。

審査日、令和 4 年 9 月 15 日、令和 4 年 9 月 20 日。

陳情番号、第 4－9 号。付託年月日、令和 4 年 9 月 14 日。件名、文化施設の木造化を求める陳情書。

陳情事項について、文化施設の木造化ということです。説明者は、協同組合高幡木材センター代表理事。そして、農林水産課長。

審査経過、9 月 15 日、陳情者の願意を確認後、大元政策監より実施設計の状況について、3 棟のうち、アプローチ棟、線路棟、構造は木造であり、メイン棟も含め建物全体で四万十ヒノキをはじめとする町産材を使用する計画であるとの説明を受けた。委員の意見を総括すると、施設の木造化には賛同できる。しかし、実施設計も間もなく終了する段階

において、木質化であれば採択に賛同できるが、全体の木造化となると困難ではないかとの意見であった。以上の経過より、審査結果として、全員一致で不採択となりました。

委員の意見で、本体工事費がはっきりしていないので、先行きが不透明である。木造化の推進には賛成であるが、基本設計が完成し、実施設計も間もなく完了する状況にあることは考える必要がある。全体の木造化は困難であるとする。常任委員会の意見としては、全体の建物について、木質化を図るように進めていただきたいと。分離発注をしてくださいということも付け加えております。

審査の結果、不採択ということで全員一致です。

以上です。

○議長（味元和義君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 今、委員長報告の中で気になったことも併せてお伺いしますが、大体の意見、委員の意見は読み取れました。ただ陳情者の願意はどこにあるのかが分からんわけですね。木造化とは何ぞやと。一般的に、ここにも書いていますように木造建築なのかね。いわゆる鉄筋コンクリートであるけども、一部木質化を図るという、2種類が普通あると思うんですよ。陳情者の願意は、木造建築をしてくれという願意なのか、いや、木質化でええけどもいっぱい使うてくれという願意なのか、そこが私には分からんのでその点と。委員長の報告の最後に、陳情者の意図とは違う発言があったがですね。常任委員会としては分離発注を求めると。どこに陳情者の願意が入っていますか。それを報告することはおかしい。陳情者はこういう陳情したが、常任委員会は別にこういうことを目指す、そんな報告は普通今まで聞いたことがない。陳情者が分離発注をお願いするという案件であれば別ですよ。常任委員会の勝手な判断で、委員長報告があったので、それは取り消さんと。常任委員会の見解は、今度の発注するときには分離発注やってくださいと、陳情書のどこに書いていますか。それは別のこと。その発言の撤回をしないと、私は了解しません。

○議長（味元和義君） 3番産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 私の早合点かもしれませんが、分離発注という発言は取り消したいと思います。それと、陳情者を呼んで説明も受けましたが、全体の木造化は困難で、陳情は木造化ということで来ておりますので、これが木質化ということやった

ら、それは確かに賛同も、先ほど報告したとおりですよ。そういうことで理解をいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 私が最初に聞いたのは、陳情案件の件名が木造化を求める、だから木造化というのは、木造建築を目指したいのかという陳情者の意図が分からんけど、常任委員会では説明を受けたんでしょう。そうしたら、木造建築をやってくださいという願意でしょう。委員の意見は、書いてあるように大元政策監から説明受けて、既に実施設計もまもなく終わると。木造化は無理じゃないかというのが、常任委員会としての総括なんでしょう。それは分かるがですよ。陳情者の言う木造化というのは、木造建築をしてほしいという案件なのかと、委員長に聞いたわけです。それで、分かりました。

一番問題なのは、常任委員会が陳情案件とは別の決議みたいなものを、発注のときには是非とも分離発注をと。どこに陳情者の意図が入っていますか。それはおかしいということで、今、取消しましたが、どうか今後、陳情とは全然関係ないことは常任委員会の陳情審査とは別で検討したらいいので、全然関係ないことを委員長が報告することはおかしいと今、了解いただきましたので、終わります。

○議長（味元和義君） 3番産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 陳情者からは木造で建築をとということです。書いていないことを私は言いました。田邊議員に指摘されるのは当然だと思います。今後注意して、全身全霊をもって頑張っていきます。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 現在、文化的施設については今後どうなるかということが考えられている中で、見直しだとか、一時休止という選択肢も有り得てきているじゃないですか。その中で、こちらの陳情が、もしかしたら日の目を見るときが来るかもしれないのかなという想像をしたんですけど、その辺の審議というか、今後の行き先がまだ決定し切っていないので、されたかどうかお伺いします。

○議長（味元和義君） 3番産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 先ほども言うたとおり、アプローチ棟、線路棟の構造は木造であると。メイン棟もある程度の建物全体で、四万十ヒノキを使って、町産材を使用すると説明したと思います。そういうことですので、日の目を見ることがあると思い

ます。その辺で報告したいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第４－９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第４－９号文化施設の木造化を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第４－９号文化施設の木造化を求める陳情書について、委員長報告は不採択です。

まず、採択をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 賛成者１人、14番村井眞菜君。起立少数です。したがって、陳情第４－９号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第23、発議第２号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、発議第２号を提案するわけですが、四万十町議会議長味元和義様。提出者は私、田邊哲夫です。賛成者は、同僚議員の酒井祥成です。

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書です。今読み上げた議案をお手元に配付した資料の次のページに書いておりますように、会議規則第14条第１項及び第２項の規定によって提出します。

それでは、まず提案理由ですが、消費税のインボイス制度が、国税庁から去年10月１日から登録申請が受付開始になっています。その中で、来年10月からインボイス制度が開始されますので、令和５年10月から、その点について提案理由の説明をします。

消費税のインボイス制度が、2023年10月から実施されようとしています。中小業者、農

林漁業者など、全国で約500万の小規模事業者にとって、消費税の確定申告納税が必要になる状況に追い込まれています。第一次産業が多い地方自治体では免税業者が多く、大きな影響を受けることになります。まだまだこの制度を理解するには説明不足です。よって、意見書（案）を提案します。

消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書（案）ですが、インボイスとはどういうことかということ、適格請求書という日本語になるようです。そういう制度を来年10月1日から、国税庁が実施するものです。

意見書（案）は、新型コロナ感染、燃油・資材・物価高騰の影響で景気回復が見通せず、中小事業者、農林漁業者の経営困難が続く下で、2023年10月から消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、農林漁業者、フリーランスも含め全国で約500万の小規模事業者が、取引先の元請け、業務委託先から取引を断られる。また、値引きや単価引下げが求められる。課税業者になるように要求され、消費税の確定申告納税が必要になるといった状況に追い込まれます。課税事業者も免税事業者との取引の際、免税事業者が課税事業者にならずインボイスを発行してくれなければ、消費税確定申告時に自らの消費税納税額が増え、経営危機に陥ります。

特に一次産業が多い地方自治体では、個人事業主・家族経営・高齢者の免税事業者が多く、大きな影響を受けます。経済的負担に加えて、適格請求書発行の実務的負担等も増えるインボイス制度に対応できる状況ではありません。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済社会においても、地域に根差した中小事業者、農林漁業者の存在が不可欠です。新型コロナ感染の収束、景気回復が見通せない中、消費税インボイス制度実施の延期を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書は、提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣です。以上、意見書（案）ですが、若干私の知り得る中で、ちょっと説明したいと思いますが、ご存知のように、今、消費税の課税事業者と免税事業者がありますね。免税事業者とは、1,000万円以下の売上げの方は免税事業者。1,000万円超える売上げをされている方は課税事業者になるわけですね。よくこういう言葉があります。1,000万円を下っちゃう人らはええねやと。消費税はそのまま入るがやないかと言われゆうがですが、今の状態では、1,000万円以下の事業者は、消費税8%なり10%は売上げになってるわけですね。売上げです。売上げから経費を

引いて、それを確定申告時に消費税を払うわけです。当然、課税業者はその都度、消費税もらったものは引いて、消費税を引いた額、引いたというか当然消費税は払わないかんがですが、それは売上げに入らないんです。先ほど言ったように、今度この新しい法律になれば、なぜ免税事業者が排除されるかという、1,000万円以上の人、消費税がかかるほうは、どうしても売手から消費税の領収書をいただかならんがですね、引かないかんの。しかし、インボイス制度では免税事業者は発行できんがです、課税事業者に。税金は。だから課税事業者は、消費税の領収書が発行できんところとはもう取引しませんよと、取引が閉ざされる可能性も出てくるわけです。免税業者が入るか入らんか自由ですが、そういう取引の際に、課税事業者が領収書をもらえませんが、税金を今まで以上に払わないかん状況になります。それがあがるために、本町では1,000万円以下の農林漁業者、多いと思うんですが、そういうことが想定されますので、このインボイス制度の内容を周知徹底して、入るか入らんか自由ですので、やはり自分にとってどうなのかを吟味してもらうためには、来年10月じゃなくて、国税庁含めて、町の税務課もできればですが、免税業者にとって入るのがいいのかどうか、勉強する時間が私は欲しいと。できれば10月1日の制度開始は遅らせてほしいという免税事業者の立場に立った意見書ですので、よければ審議の上、ご了解いただければと。

なお、JAが配布した資料を配布しております。私よりずっと詳しい説明がありますので、私の答える範囲では答えますが、よう答えん場合はご了解ください。

以上です。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 今の説明でおおむね分かりましたが、適格請求書とはどういうことでしょうか。私たちも物買うたら請求書をもったりしますわね。適格という意味が分かりにくいので。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 9 番議員から、大変重要な質問を受けたと思いますが、十分答えるだけの知識がありません。ただ、インボイスという名前が、日本語で言うたら適格請求書というのかなと、それが日本語名かなというだけで、正確な日本語に訳した意味そのも

のは分かりませんので、答えられません。

水間議員、JAの資料がありますね。適格請求書とは、消費税の税率が複数存在する中、売手から買手に対して、適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類のことを言うと言っています。

以上です。

○議長（味元和義君） 9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 意味は、おおむね分かるわけですけど、適格請求書という、こんな理屈言ってもいかんがですけど、英語から日本語に訳するときに、適格という訳し方があるのかと思って、それが不思議だったし、適格請求書と初めて聞いたので質問しました。おおむね分かりましたが、普通の書き方じゃないなと思いました。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

6 番武田秀義君。

○6 番（武田秀義君） 質問ではないんですが、この文面の中で、最後に地域に根差した中小事業者とあります。中小事業者となると、四万十町でいうと、高齢の方が1人でやっている事業所、小さな小売店は含まれないことになる。現段階での表現で言えば、中小小規模事業者にすると小さな事業者も入ってくるので、できればここを中小小規模事業者、小規模事業者を付け加えていただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 暫時休憩します。

午後 3 時32分 休憩

午後 3 時33分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 6 番議員から、大事な視点の問いかけでしたが、私自身の解釈では、中小事業者には、今、武田議員から言われた個人経営者も零細業者も含めてました。個人の経営であろうが、お店を張っている方であろうが、免税事業者と位置づけられている方に対して、延期をしてほしいという意味を持っていました。若干、日本語的に非常に分かりにくい点があるようですが、私も同じ気持ちですので、採決いただければ、議長の権限の内で訂正をお願いできれば、ありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第２号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を採決します。

発議第２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、発議第２号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理権を要するものについては、その整理権を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第25、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があっております。

お諮りします。

各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩をします。

午後 3 時37分 休憩

午後 3 時44分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 4 年第 3 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

四万十町議会議長

令和 年 月 日

四万十町議会議員

令和 年 月 日

四万十町議会議員